

## 平成25年旭市議会第4回定例会会議録

### 議 事 日 程 （第4号）

平成25年11月13日（水曜日）午前10時開議

#### 第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第 1 一般質問

---

#### 出席議員（21名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 大 塚 祐 司 | 2 番  | 飯 嶋 正 利 |
| 3 番  | 宮 澤 芳 雄 | 4 番  | 太 田 將 範 |
| 5 番  | 伊 藤 保   | 6 番  | 島 田 和 雄 |
| 7 番  | 平 野 忠 作 | 8 番  | 伊 藤 房 代 |
| 9 番  | 林 七 巳   | 10 番 | 向 後 悦 世 |
| 11 番 | 景 山 岩三郎 | 12 番 | 滑 川 公 英 |
| 14 番 | 柴 田 徹 也 | 15 番 | 木 内 欽 市 |
| 16 番 | 佐久間 茂 樹 | 17 番 | 日 下 昭 治 |
| 18 番 | 林 俊 介   | 19 番 | 嶋 田 茂 樹 |
| 20 番 | 高 橋 利 彦 | 21 番 | 林 正 一 郎 |
| 22 番 | 林 一 哉   |      |         |

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 説明のため出席した者

|        |         |                 |         |
|--------|---------|-----------------|---------|
| 市 長    | 明 智 忠 直 | 副 市 長           | 加 瀬 寿 一 |
| 教 育 長  | 茅 田 哲 雄 | 病 院 事 業 者 改 革 長 | 吉 田 象 二 |
| 秘書広報課長 | 堀 江 通 洋 | 推 進 課           | 林 清 明   |

|                |        |                    |        |
|----------------|--------|--------------------|--------|
| 総務課長           | 米本 壽一  | 企画政策課長<br>兼被災者支援室長 | 伊藤 浩   |
| 財政課長           | 加瀬 正彦  | 税務課長               | 佐藤 一則  |
| 市民生活課長         | 馬淵 一弘  | 環境課長               | 新行内 弘  |
| 保険年金課長         | 加瀬 喜久  | 健康管理課長             | 野口 國男  |
| 社会福祉課長         | 加瀬 恭史  | 子育て支援課長            | 山口 訓子  |
| 高齢者福祉課長        | 石毛 健一  | 商工観光課長             | 堀江 隆夫  |
| 農水産課長          | 大久保 孝治 | 建設課長               | 高野 晃雄  |
| 都市整備課長         | 林 利夫   | 下水道課長              | 石毛 隆   |
| 会計管理者          | 宮 應孝行  | 消防 長               | 佐藤 清和  |
| 水道課長           | 鈴木 邦博  | 病院事務部長             | 菅谷 敏之史 |
| 病院経理課長         | 土師 学   | 庶務課長               | 横山 秀喜  |
| 学校教育課長         | 菅谷 充雅  | 生涯学習課長             | 佐久間 隆  |
| 体育振興課長         | 石嶋 幸衛  | 監査委員<br>事務局 長      | 田杭 平三  |
| 農業委員会<br>事務局 長 | 高木 寛幸  |                    |        |

---

**事務局職員出席者**

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 事務局 長 | 伊藤 恒男 | 事務局次長 | 向後 嘉弘 |
|-------|-------|-------|-------|

---

開議 午前 10時 0分

○議長（日下昭治） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（日下昭治） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

---

◇ 太 田 將 範

○議長（日下昭治） 通告順により、太田將範議員、ご登壇願います。

（4番 太田將範 登壇）

○4番（太田將範） 日本共産党、太田將範でございます。

ただいまより一般質問を行います。

まず第一に、商工業の振興について。

（1）買い物難民対策について一般質問します。

近年、少子高齢化が進み、旭市においても高齢化率が25%を超えております。そして、高齢者だけの世帯も増加しております。同時に、幹線道路以外では次々と商店が廃業し、旭市中心街でもシャッター通り化しております。今や、高齢者や子どもさんが立ち寄れるお店がなくなりつつあります。食堂やガソリンスタンドなども、どんどん廃業しております。自動車免許を返上しました高齢者の方や子どもさんたちは、住みなれた集落に生活できなくなっている状態が広がっております。まさに買い物難民になっております。また、銚子市に本店のあるスーパーが倒産し、市内の3店舗が閉鎖となり、旧海上町、旧飯岡町では買い物に困っている市民が急増しております。旭市においても循環バスの運行や地域包括支援

などの福祉サービスなどを行っています。また、生協やJAなどがさまざまなサービスを行っております。いつまでも住み続けることができる旭市にするためには、買い物難民対策を真剣に考える時期になっていると思います。このことについて担当課の見解を求めます。

次に、まちなか商店リニューアル助成事業について質問いたします。

東日本大震災後、日本住宅の再建や商工業施設等への助成が強められており、今まで考えられていましたように個人の資産形成に税金を投入するのは問題があるという考え方が急速になくなりつつあります。住宅リフォーム助成では、税金の投入額に対する経済効果が銚子市では16倍になっております。経済効果の大きさに注目が集まり、全国で導入する市町村が増えております。また、地元経済にお金が回り、活性化につながっております。

今、これを商店などのリニューアルに対し助成する商店リフォーム助成事業補助金制度を高崎市が始め、全国から注目を集めております。住宅リフォーム助成と同じく、事業者にとっても大変好評であり、商業の活性化にもつながり、地域住民の利便性にもつながっております。この制度についての説明をお願いいたします。

次に、小さい第3といたしまして、中小企業振興条例の制定を求めるということです。

1999年に中小企業基本法が改正されました。その第6条には地方自治体の責務が規定され、中小企業の個性に合わせた政策の立案と実行に関しては地方自治体が責務を持つ、こういう項目が入りました。これに応じて各地で条例化が始まっております。千葉県も6年前に条例化されております。この条例の考え方や内容について、担当課よりの説明をお願いいたします。

次に、大きな項目の第2としまして、生活保護行政について一般質問します。

生活保護行政の推移と今後の国の動向について。

生活保護は今、3つの側面から大きく変えられようとしております。昨日の国会で参議院で通過しましたように、今、最大の問題となっております。

まず、第一には保護基準の引き下げ、第2番目は制度の改悪、3番目としまして困窮者支援法の制定の3点でございます。また、今回の改定のもとでは、昨年8月に成立した社会保障制度改革推進法によるところにあります。この法律では財源確保が主目的であり、社会保障の充実は考えられておりません。この中で、特に附則が盛り込まれ、生活保護がターゲットにされております。今、国会では生活保護法の改正が審議中です。この法案の論点について説明を求めます。

また、生活保護費を10%削減するという公約を掲げた自民党が昨年12月に政権に復帰しま

した。このことから３年間で生活保護基準を最大で10%減額されることになります。今年８月より減額が始まっております。来年の４月には再度の引き下げが予定されておりました、15年には10%削減されるということになります。

生活保護基準の引き下げについて、その根拠となる内容について説明を求めます。また、この結果、どのような影響があるのか、その回答を求めます。

次に、小さい第２点目といたしまして、生活保護基準の引き下げによる市の行政への影響についてということで質問します。

生活保護基準は市の行政にさまざまな形で影響を与えています。市営住宅などの公共料金、子育て支援、医療費、各種の低所得者対策の制度利用の物差しに使われております。また、住民税の非課税限度額は生活保護基準に基づき決められますので、基準額が下がりますとこちらも下がります。市の子育て支援、低所得者対策、高齢者対策、医療や福祉政策など、住民税の課税が非課税によって制度を利用できるかどうか、また、利用する料金の算定に大きな影響が出てきます。厚生労働省は、今回の保護基準の引き下げの影響は他の制度につながらないことを基本方針として言っておりますけれども、具体的に旭市の場合どのような影響が出るのか、回答をお願いいたします。

また、制度から外されてしまう市民や負担増しになる市民に対して、どのような救済措置を考えているのか質問いたします。

第３点目といたしまして、生活保護行政に対する市長の政治姿勢について質問いたします。

旭市の財政にとって、民生費の増加、とりわけ生活保護費に関する支出が近年増加しており、今議会においても補正の必要が生じております。市の財政を圧迫する一つの要因となっております。しかしながら、日本国憲法第25条では国民が最低限度の生活を営むことを権利として認めており、国はその達成の義務を負っております。生活保護法は全国民のセーフティネットとして、最後の土台として機能しています。この土台がなくなりますと、全ての社会保障の基礎がなくなります。ですから、財源は全て税金によって賄われております。全国で一律の義務を負う財政負担は国と地方が分担するのではなく、本来全て国が財政措置を負うのが原則であると私は考えます。来年４月の再引き下げに対し、市長の見解を求めたいと思います。

この場での質問は、これで終わります。次からは自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（日下昭治） 太田将範議員の一般質問に対し答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長（明智忠直） 太田議員の一般質問に対しまして、私のほうから2番目の生活保護行政について市長の政治姿勢はということで、お答えをいたしたいと思います。

生活保護に対する私の認識であります、生活保護は日本国憲法第25条に規定する最低生活を保障するという基本原理に基づきまして、生活に困窮する全ての国民に対し、国がその困窮の程度の応じて必要な支援を行う制度で、全国の自治体に関係しているものであります。

4分の1を市が負担しているわけですが、生活保護制度は地方交付税に算定されているということもあり、このたびの改正は地方には影響が少なく、旭市においてもその影響がごくわずかであると思われることから、今のところ国への全面負担への単独の働きかけは考えておりません。

今、社会保障全般、そしてまた生活保護も国会で現在審議しているところでありますので、動向を注視しながら今後も対応していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（日下昭治） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員ご質問の商工業の振興について、3点ご質問ありました。担当課のほうからお答えをさせていただきます。

最初に、買い物難民対策についてということで、担当課の考えということでご質問いただきました。

ご承知のように、近年、食料品や生活必需品、これらの買い物に困る人を買い物難民と名付けまして、特にこの現象が車等の移動手段を持たない、身体的にも経済的にも対応が難しい高齢者を中心に深刻な問題になりつつある、これは十分担当課で理解をしております。

これらの問題解決として考えられる方法、宅配による商品を届けること、これを実は我々は考えております。実は市内で取り組み例としましては、先の震災におきまして被害を受けまして国のグループ補助金、これで商店街が今、復興を目指していろんな活動をしております。

中でも、飯岡商店街のグループにおきましては、今年の10月から高齢者を対象に宅配事業を行っております。チラシ等を配って、高齢者の方はぜひご利用ください、商品をお届けしますと、そういうことを10月から実施しております。まだ始めたばかりで、取り扱いの数、これは数字的な面は把握しておりませんが、民間でそういう芽が出てきておる、そう

いうことをご理解いただきたいと思います。

あるいは、宅食サービスとしての食事の提供、これらの事例もございます。昼食に限らず、夕食を届けるとか、さらには、議員からありますように生活協同組合等の宅配サービス、これを利用する世帯も増えているということで聞いております。

いずれにしても、買い物に支障を来す高齢者が多いという、そういう状況は変わりません。高齢者の生活を守る、これも実は商店街の重要な役割として考えております。各種国の施策等を利用しながら、商店が生き残れる方法と併せまして、買い物難民の課題について商工会等と連携をしまして、できることから取り組みしたい、そういうことで考えております。

議員のほうから2番目に、まちなか商店リニューアル助成事業、これについての制度の説明をということでございました。

議員のほうから高崎市で実施しておりますまちなか商店リニューアル助成補助金、これは我々も承知しております。

制度の中身でありますけれども、高崎市につきましては本年から実施をしたというふうに聞いております。商店街の活性化を目的に、商売を営んでいる人、これは営業を開始しようとする人が対象でございますけれども、補助金としまして、補助率は2分の1、1店舗当たり補助の上限は100万円、そういうようなことで1回限りというようなことで、いろいろ商店のリニューアル、そういうものにつまましていろいろ活用されている。そんなことで、高崎市の商店としては非常に好評である、そんなことで聞いております。制度の中身につきましては以上のようなものでございます。

あと、議員のほうから3点目に中小企業振興条例の関係が、ご質問ありました。

内容、考え方、これは千葉県の中企業振興条例に関する条例、平成19年3月に制定をされております。この制度の考え方等につままして、ご紹介させていただきます。

条例の主な内容は県の責務、中小企業者の努力、大企業者の役割等を明らかにするとともに、県の施策の基本となるべき事項を定める。これによりまして、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するための条例、こういうふうに理解をしております。

私のほうから、商工業の振興についての3点のご質問の回答は以上でございます。

○議長（日下昭治） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） それでは、私のほうから生活保護行政についての1番と2番についてお答え申し上げます。

初めに、生活保護行政の推移と今後の国の動向についてお答えいたします。

近年の生活保護の推移であります、国の状況については平成20年のリーマンショック以降急増し、本年7月の被保護者の調査によりますと158万世帯、215万人となっております。また、旭市の状況につきましても、平成24年度平均で被保護世帯数が293世帯、被保護人員で351人と、保護率は千分率で5.08パーミルとなりまして、平成20年度の237世帯、282人と比較しますと、この5年間で世帯数、世帯人員ともに1.24倍と増加しております。国の動向につきましては、本年8月より生活保護法による保護の基準の一部改正によりまして、生活保護基準の見直しが行われ、平成24年度の基準額から改定幅は10%が限度となるように調整しまして、平成27年度まで3年ほどかけて段階的に引き下げられることとなりました。

また、先の183回国会で廃案となりました生活困窮者自立支援法案と生活保護法改正案が、改めて本年10月の185回国会に再提出されました。生活保護法の改正案の内容につきましては、支援が必要な人に確実に保護を実施するという考え方は維持しつつ、就労による自立の促進、健康、生活面に着目した支援、不適正受給対策の強化及び医療扶助の適正化を目的とした内容となっております。

続きまして、2番目の生活保護基準の引き下げによります市行政への影響について申し上げます。

今回の生活保護基準の改定では、年齢、世帯人員、地域による影響を調整すること、平成20年以降の物価動向を勘案することとして行われました。先ほどご案内のように改定幅が10%で、3年かけて段階的に実施されますので、平成25年8月の改定では、約3.3%になるわけですが、世帯人員や地域による影響を調整したことで、世帯人員の多い世帯、また、都市部では影響が大きくなりました。旭市では8月の生活保護扶助は、扶助費は改定によりまして、13万6,000円マイナスで1,754万1,000円でありました。改定率はマイナス0.77%でした。

また、生活保護基準の制度で影響が出るかということですが、国では先ほど議員ご案内ありましたように、38制度に影響を受けるとしておりましたが、旭市でも生活保護制度を勘案した制度は49ございました。しかし、このたびの基準改定では保護受給者への影響は小さく、保護の廃止はございませんでした。したがって、他の制度で影響を受けた方もおりませんでした。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 太田将範議員。



○4番（太田將範） では、1番目の買い物難民対策についてということで、この1年間の間にかなりいろいろな動きが出ているということですのでけれども、やはり匝瑳市なんかですと、宅配事業者に対していろいろな支援をしているというふう聞いております。例えば、商工会と連携いたしまして、宅配事業をやる方の募集をかけている。その案内図を作るとか、その名簿を作るということで、各市民の皆さんに周知をさせるというような事業をやっているようです。ですから、そういった点で、こういったところでも行政の役割といいますか、多少の支援をしていくということは必要ではなかろうかと思います。

また、銚子市では軽トラ市場をやっているということで、これは究極の店舗ですね。設備は一切いらないと、全て販売する方がトラックで持ち込むということで、銀座通り商店街で月1回行っているようです。それから、香取市では、元山田町の商工会の婦人部の方々が、トラックで移動販売を行っているというようなこともあります。各地でいろいろな形での買い物難民対策、こういったものをやっております。また、例えば、スタンドなんかがなくなってきつつあるということで、スタンドなんかにいろいろな機能を集約して、買い物難民対策を行っているとか、そういったことがあちこちで行われております。

こういったことについては、やはり市のほうでの若干の声かけとか、支援をしていくということが必要ではなかろうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（日下昭治） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから近隣市町村のいろんな取り組みにつきましてご紹介いただいたわけでございます。旭市の中でもいろいろ商店街で使える事業、実は空き店舗、少子化あるいは高齢化の社会課題に対して商店が果たす役割、これもあるだろうというようなことで、地域資源を活用したいろんな集客力の向上事業、極端に言うと、待っているんじゃなくて、物を持って行って買っていただく、そういう取り組みだとか、そういうことをやる、そういう事業に対しまして、国は3分の1から3分の2、上限を2億円として、そういう支援措置もございます。ただ、どうしても受け皿が、先ほど答弁で申しましたように商工会とか商店街の組織と、個人じゃないですね、そういうようなことで、絶えず商店街にはこういう情報を流してございます。そんなことで、ぜひ商店街でも取り組みしませんかという、そういう問いかけはしておるとい、そういう状況でございます。

議員からありましたように、市内でも海上の、ご承知のように、日曜日、かあちゃん市とか、あるいは、いいおか荘の前で毎週日曜日、朝市も開催をしております。銚子市の軽ト

ラ市、これにつきましても市内の方が結構多く、実は旭市の方が向こうへ行って販売をしているんですね。そんなことを鑑みまして、昨日の一般質問でもありましたVILLAGEの代表の方とも話をした中で、皆さん方の力をぜひ商店街の中でもうちょっと発揮、実は連携できませんかということで、できれば商店街の中で、ひとついろんなまつり的な要素も含めて、販売も考えていただきたい。来年正月早々にはやろうかという、この間話もありましたけれども、そういうような形で、担当課としまして市内のいろんな方々と連携をとりながら、できるところから進めていきたい、そういうふうに考えています。

○議長（日下昭治） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 分かりました。いろいろとメニューを考えていただいているようですので、次に移ります。

まちなか商店リニューアル助成事業につきましては、商店だとか、そういったところが廃業する一つの大きな転換点になるのは、やはり内外装が劣化してきたとか、設備が壊れてしまった、こういった時に、案外廃業の引き金になるというパターンというのは非常に多いんですね。ですから、こういったことについて半分の助成があるということになりますと、非常に事業の継続ということについては有利になるわけです。また、先ほどありましたように空き店舗の対策にもなると。あるいは、新規開業、例えば新たに事業をやりたいけれども、そういったところにマッチングできるようなものはないかという制度につきましても、これはかなり利用できるということです。また、当然、経済効果というのは、住宅リフォーム制度と同じようにかなり高い。地元にお金が回りますので、地元の経済の活性化にもなるということから、ぜひ検討していただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（日下昭治） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、議員のほうからおっしゃいましたように、いろいろ商店街の方が事業が成功する、それは本当に市にとっても、例えば極端に言うと税収面にとってもいろんな効果があると思います。そんなことで、やはり元気になってほしい、これは担当課としては一番考えております。

そうした中で、ぜひうちのほうで考えていますのは、リフォームの前に、今議員からありましたように空き店舗、これの対策が一番かなと。隣の店が閉まっていますと、どうしても一生懸命やっている方の店舗にも影響が及ぶんですね。両隣が閉まっていると、その店が一生懸命頑張っているにもかかわらず元気が出てこない。そんなことで、まずは空き店舗対策、

これが重要なというふうに考えております。今、商工会とも我々はちょっと話し合いをしまして、何か施策はないかなと。数年前は何か商工会も家賃を補助して1年やってみたけれども、なかなか定着しなかったと。その辺の原因をちょっと探りながら、先ほど言いました国の手厚い支援があるわけですね。ただ、その支援が商店街という、そこにしか行っていませんので、逆に言えば商工会、商店街が何か考えることによって、個人への空き店舗の起業の目覚めができるのかな、そういうふうに考えています。よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 個人への支援ということでは、この間、災害復旧等でかなり考え方が変わってきていると思うんですね。ですから、この際、こういう目玉的な商品をやはりやるべきだというのが私の考え方で、やはりこういった事業につきましては、今、本当に買い物難民もありますし、総合的な対策の一つとして、空き店舗対策も含めまして、こういった助成支援ということについては考えていただきたいと思うんですが、市長、いかがでございましょうか。

○議長（日下昭治） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 確かに中央商店街、また、商店街の皆さん方が困っているといいましょうか、そういった部分は聞いておりますし、空き店舗も現実、いっぱいあるわけでありまして。本当にやる気があってやれない人がどれだけいるのか、商工会と商工会青年部が新しいこれからの商売をやるわけでありまして、そういった方々とも十分話し合いをしながら、調整をしながら、旭市でやれる範囲内で応援は、行政が応援をするということは限られていると思いますので、そういった部分も十分調整をしながら、できるものだったら応援をしていきたい、そんなような制度といいましょうか、ものを作っていきたいなど、そんなように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 今回、初めてこういう制度の紹介ということですので、次に移らせていただきます。

今までの買い物難民とか商店のリフォームということにつきましては、個別の対応なんですけれども、次の（3）の中小企業振興条例の制定を求めるということにつきましては、千葉県の詳細内容はあまり出てこなかったんですけれども、個別の商店だとか商店街を振興するということではなくて、その地域全体の宝といいますか、そういったものを発掘しながら

ら、自前の力で商工業を発展させていくという条例です。ですから、外部から企業を呼び込んで産業を発達させるという考え方の形ではないんですね。ですから、ここのところが一番肝心なところなんです。千葉県の条例につきましては、商工業者の団体、県の行政、こういったものが協力しながら条例を作っております。地方自治体では、旭市も含めまして、市町村の段階でも振興条例を作りなさいという、こういうことが中小企業基本法で決められております。ですから、これはやらなきゃいけないことなんですね。その辺についての認識はいかがでしょうか、ちょっと質問いたします。

○議長（日下昭治） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから旭市での対応ということで質問があったわけでありまして。

県のほうで平成19年に作りましたけれども、現在、市町村の段階では16の市におきまして、今議員からありましたように産業振興条例、名前はちょっと、いろいろ変わりますけれども、いろいろ作られておるということは我々も理解しております。例えば、産業振興条例ですと、単に中小企業あるいは商工業だけの振興条例でなくて、例えば商店街、あるいは、中には農林水産業も含めたり、そういうようなことで、全ての地域の産業の振興というようなことで作られている市町村が主なものでございます。中身を見て、あるいは先進市のところを聞いてみますと、どうもこの条例が理念に基づいた条例ということで、こういうことをしましょうと。具体的に何かやっていますかと言うと、いや、まだなんですというふうで、そういう条例で、我々は理解しております。今、旭市にとって、この理念が本当に必要なのかどうかということで、我々担当課としましては、まずは今、国、県あるいは市の支援でいろんな被害を受けた方々が復旧・復興に取り組んでおります。ここの部分の方々の、復興・復旧が優先、やはり中小企業にとって一番大事な、まずはその復興に対して見きわめたい、そんなことで今、考えております。

○議長（日下昭治） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 振興条例を作るということは法定化されているわけですね。ですから、これにつきまして、やはり理念だけの問題で今進んでいるというふうにおっしゃられますけれども、実際問題として本格的な調査は行われておりませんけれども、墨田区なんかですと、全ての事業所に係長以上が全て面接に行って調査を行っている。その中から要求を掘り出してきている。制度的なものを作ってきている。こういうやり方になっているわけなんです

けれども、本格的な調査ではなくても、旭市の今までモツカレーを作るとか、イワシを使った料理を振興していくとか、そういったところでは地域の宝物を見つけて、それを産業の振興に結び付けていくという事例は結構あるわけですね。それを総合的に条例としてきちっと位置付けるということが一番大切なことなんです。

ですから、条例が作ってあれば、そのことにつきましてどういう事業を行うかということとは商工団体、こういったところと相談しながら、調査もやり、進めていくということが可能になるわけですが、先ほど申し上げましたように、買い物難民対策という個別事例ではなくて、総合的な理念に基づいた計画を作っていく必要があるという、こういうことを私は申し上げたいと思うんですね。その点での振興条例を作っていただきたい。これは義務化されておりますので、市長の見解を求めたいと思います。

○議長（日下昭治） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 県内で16の市が作っておるといようなこと、義務化されているということを考えてみますと、やはり条例の制定に向けて担当の課のほうによく研究をさせて、条例制定の方向へ進んでいきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 太田将範議員。

○4番（太田将範） ありがとうございます。

次に、生活保護行政について再質問させていただきます。

先ほどありましたように生活保護基準が8月から変わったということから、非常に世帯員の多い世帯とか母子家庭、こういったものとか、加算のついているところでの減額が非常に大きいというふうになっております。また、賃金収入が最も高かった十五、六年前、そのころから見ますと、70万円以上の収入が減っているんですね。大体460万円ぐらいから370万円ぐらいに減っちゃっているということで、非常に貧困層が増えてきているということが現在の生活保護の受給者が多くなる原因の一つだと思いますし、高齢化された人たちが低い年金で生活している。こういった人たちが蓄えもないままに、例えば病気になってしまうとかといったパターンの場合には、必ず生活保護の問題が出てきてしまうといようなことがあろうかと思います。また、若い人たちは非正規の職場が半分ぐらいになっちゃっていますので、ちょっと何かありますと、やはり保護の必要が出てくる可能性が出てくるわけです。こういったことから、こういった方々がこういった形で保護基準を下げられてしまいますと非常に大変な時代になるんじゃないかということになるかと思います。

それから、現在審議されております国での制度改正、これにつきましては非常に問題があると思っております。特に申請に関して、今は口頭でもいいと、それが優先するという事になっております。今度は文書で出せと、それもきちとした所得証明だとか申告書だとか、そういった証明するものを付けないと受け付けなくなるという形で、水際作戦といいますか、入り口のところで書類も渡さないと、あるいは受け付けないということが非常に心配されております。

また、特に働ける人たちに対する就労支援ということが非常に求められているんですけども、大体保護を求めてくる方々につきましては、ほとんどもうぼろぼろの状態で来ていますから、こういったことを求めても非常に困難だということが私は言えると思うんですね。ですから、この法律につきましては非常に問題があると思います。それが、現在、問題が非常に大きくなってくるんじゃないかと思うんです。

それから、不正受給の話なんですけれども、全体にしますと大体0.5%ぐらいの形です。ですから、99.5%の方々が適正に行政が執行されているという、こういう状態であろうと思うんですね。これについての保護の厳格化がかなり強まってきます。ですから、非常に問題だと思っています。

現在、8月の保護基準の引き下げにつきましては、苦情や反対が非常に大きいということから、審査請求が現在、全国で1万件以上出ております。こういった状態ですので、生活保護の基準につきましては、きちとした態度で反対の意見を申し上げるのがいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（日下昭治） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） ただいまいろいろご説明がございまして、制度改正につきましては文書でというようなことがございました。その文書につきましては、改めてこの制度改正で文書化されるということではございませんで、現在も文書では行っておりまして、ただ、文書を書けない人はどうするんだとかいろいろございますが、その場合には代筆といいますか、そういうことも可能だというようなことで緩和すると。あと、水際作戦といいますか、そういったことで受け付けられないような、締め付けを強くするといったようなこともございましたけれども、それにつきましても、そういうことがないようにということで徹底していくということでございます。

また、就労支援につきましては、現在、その他世帯といいますか、就労可能であるけれど

も仕事が見つからないといったような世帯がご案内のように多くなってきているということで、その辺を重点化していくというような国の動きでございます。

不正受給につきましては、あつてはならないことですが、若干見受けられてニュース化されておりますけれども、それは今ご案内のように、そんなに数が多いものではないと思っております。

また、審査請求が8月の改定でたくさん出ているということでしたけれども、先ほど言いましたように、旭市におきましては改定率が少なかったということでございます。

国の動向としましては、物価基準を勘案しましてこのたび改定していくというようなことでございまして、国の方向を一応注視していくということで、反対の意向というところまではちょっと市町村では考えておりませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（日下昭治） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 物価の下落といいますか、確かにデフレ基調なんですけれども、現在考えますとアベノミクスというのがアホノミクスといいますか、物価を2%上げるということを行っているわけですね。それからまた、円安にして輸出企業を支援するという事なんです。また、市中金利をほとんどゼロにして、市中にお金をばらまくというのが制度なんです、今やっていることなんですけれども、これをやりますと、物価はとにかく2%上げると、保護基準は10%下げると、それから、来年3月になりますと消費税は上げるということになりますと、15%じゃきかないわけですね。恐らく便乗値上げも出てきますので保護基準の関係から言いますと、往復で2割近くのお金が最低賃金から削られるという、こういう状況になるかと思えます。ですから、これはもう人権問題だというのが私の考え方なんです。ですから、やはりこれはおかしいという声を市町村は上げないとまずいのではないかなと思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（日下昭治） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） ご案内のように、以前生活保護のほうで加算のほうで削減されてきたということがございまして、母子加算のほうも一時代段的に削減された。しかし、それについては見直しをしまして、また復活をしたというようなこともございまして、大きな流れの中で計算されていることと思えます。国の責任において保障するという制度でございまして、その大きな流れの中で、現在は物価等を勘案して、今回は10%削減をするという方向になったと思われますので、その辺を注視していきたいと思えます。

○議長（日下昭治） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 生活保護の保護基準というのは加算のほうと違いまして、もろに生活費の部分なんですね。ですから、この部分を縮小された上に、経済政策で人為的に国の政治として物価上昇していくということなんですね。ですから、確実に保護は減らされて物価は上がっていく。円安でどんどん今、物価は上がっている状態だと思うんですね。これはやはりおかしい状態だということを認識する必要があるんだろうと思います。それにつきまして、やはりおかしいということを地方から声を上げていく必要があるんじゃないかと思うんです。

次に、3番目の問題として市長の政治姿勢ということですが、そのようなことを考えますと、やはりこれはおかしいんだよということは市長会とか、そういったところで声を上げていきませんか、はっきり申し上げまして、来年の4月になりますと福祉の根本的な土台が崩れるというふうになりかねない、そういうふうに私は思っています。ですから、その辺につきまして、市長の政治的な姿勢をどういうふうにとるのかということについて、最後にお答えをいただきたいと思います。

○議長（日下昭治） 太田議員、2番目の最後の項目になってよろしいですか。

○4番（太田將範） はい。

○議長（日下昭治） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 国への要望ということと市長会での発言といいましょうか、そういったことに、社会保障、生活保護の問題について国へ10%、そういった部分はおかしいんじゃないかというようなことを発言をしろということでありますけれども、経済政策は我々地方でどうのこうのと言っても変わるものではないと私も認識しておりますし、これは国の政策の中できちっと国会で議論してもらうことではないかなと、そんなように思います。それと同時に、生活保護の問題についても、ほかの年金、国民年金あたりとの比較がいろいろ比べられているわけでありまして、他の年金との整合性といいましょうか、つり合い、そういった部分でも、生活保護の支給額、そういった部分は決められるのではないかなと、そんなように思います。

いずれにしても地方から国へのこの問題について、反対とかそういった部分については、まだ今、国会で審議中でありまして、いろんな各分野、各階層、そういった方々が本当にそのことについて要望とか請願とか陳情とか、そういうものが出ていませんし、これから国の動向を見ながら対応していきたいと、そのように思っているところであります。



○議長（日下昭治） 太田將範議員。

○4番（太田將範） まだ、そのような議論をする状態ではないというお答えですが、来年の3月になりますともう完全に消費税を上げるという方向ですから、それから基準額につきましては、来年の4月1日から下げると。もう1年かけて完全に10%下げるという形になっております。年金との整合性なんです、年金で、今健康でいられる方はいいんです。ところが、年金をもらっていて病気になってしまう、こういった時になりますと、やはり生活保護が最後の土台になるわけですよ。ですから、この部分について、やはりしっかりとした土台を作っていかなければならないと私は思っています。

ですから、これから任期がもうすぐ切れますので、次、出てこられるかどうか分かりませんが、引き続き一市民としてこの問題については発言をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（日下昭治） 太田將範議員の一般質問を終わります。

#### ◇ 木 内 欽 市

○議長（日下昭治） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（15番 木内欽市 登壇）

○15番（木内欽市） 15番、木内欽市です。

平成25年旭市議会第4回定例会において一般質問を行います。

質問に入ります前に、昨日の大塚議員の質問に答える中で、市長は防犯カメラの設置をするというお答えをいただきました。日本一住みよいまちを目指す旭市にとって、近隣市にどこにもないことでありまして、安心・安全なまちづくり、犯罪の抑止力に大きな力を発揮するはずであります。市長は議会閉会日にいつも一般質問でいただいた議員の提言を受け止め、今後の市政運営に生かしていくというようなことをおっしゃってくださいます。このようにしていただけることは本当にうれしく、議員として、やる気が出ます。この件に関しましては、警察の方々からいろいろなご提言をいただいております。よい補助金制度があるとか、さまざまなアドバイスをいただいておりますので、早速ご報告に伺いました。担当課長は異動して、おりませんでしたが、所長は剣道の稽古中でしたが稽古をやめてお話を聞いていただきました。設置場所等については専門の知識を持つ我々警察に任せていただきたいとのことでしたので、よろしくお願いいたします。

今回、私は災害対策、農業問題、財政問題、旭中央病院についての4項目10点について伺います。いずれの質問も、前回、第3回定例会以後、市民からの声を基に質問させていただくものであります。市長はじめ担当課長の前向きな答弁を期待して、順次通告に従い質問を行います。

まず最初に、災害対策について伺います。

3.11の大震災では県下最大の人的被害をこうむった本市であります。また、先月は10年に1度という季節外れの大型の非常に強い台風が襲来しましたが、幸い当地域直撃は免れましたが、さまざまな被害をもたらしました。地震、津波対策、台風対策、ゲリラ豪雨等による排水対策について伺います。

次に、農業問題について伺います。

本市の基幹産業であります農業であります。これから大変な時代を迎えようとしております。私たちが就農したころはやはり農業は大変でしたが、今振り返りますと、よかったような気がします。米価は年々上がりましたし、農地はじめ土地の価格も年々上がりました。現状を維持しているだけで資産価値が増えたのです。7桁農業、1万ドル農業という言葉も生まれたころでした。現在は全く逆です。米価は年々下がり、それに伴い農地価格も下落しております。そこに追い打ちをかけるのが、黒船の襲来と言われるTPPであります。民主党から自民党に政権が替わった今、どのような状況なのか、補助金についてはどのようなになっているのか、併せて伺います。

質問の大きな3番目は財政問題についてであります。

お隣の銚子市の財政については、10月22日の新聞報道によりますと、財政改革審議会は赤字回避は難しいとの見通しを明らかにしました。来年度予算から足らない分は補填するわけであって、累積する赤字は雪だるま式に膨らみます。本市の財政状況について、今後の財政運営について伺います。

質問の最後は旭中央病院についてであります。

旭中央病院は千葉県における重要な拠点病院です。東総地域及びその周辺地域において他病院の診療機能の低下が著しい中で、拠点病院としての重要性がますます高まっております。中央病院のマンモスぶりはその外観からも語られますが、その予算規模、職員数は、旭市298億5,000万円、職員719名、旭中央病院352億2,700万円、そのほかに資本的支出43億7,000万円、職員数1,901人、市の状況をはるかに上回っています。旭市の前途は旭中央病院の経営いかんにかかっていると言っても過言ではありません。旭中央病院が今後とも健全経営を

堅持し発展していくためには、激変する病院経営、環境に対し、迅速かつ柔軟に対応する体制作りが必要であります。

そこで伺います。

旭中央病院の現在の状況について、再整備の今後の予定について。

以上で私の第1回目の質問を終わります。再質問は自席で行います。

(発言する人あり)

○15番(木内欽市)　そうです。失礼しました。

最後に、院外薬局について伺います。

以上で私の第1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(日下昭治)　一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩　午前10時56分

再開　午前11時10分

○議長(日下昭治)　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(米本壽一)　それでは、1点目の災害対策に係るご質問にお答えいたします。

(1)の地震、津波対策については市の職員の体制、マニュアルに沿ったこの体制についてお答えをしたいと思います。

地震、津波災害に対する市の対策は、災害対応マニュアルというものに基づきまして対応しております。職員の配備体制は3種類ありまして、注意配備、警戒配備、非常配備となります。それぞれの配備状況により参集する部署を決めております。一部職員から全職員の参集までの対応となり、災害情報収集伝達を行い、被害状況により対応しておるところでございます。

続きまして、(2)の台風対策につきましては、住民に対しての対応についてお答えします。日ごろ気を使っている対応について、お答えしたいと思います。

台風対策につきましては、事前に気象情報等を得ることができるわけでありまして。時間に余裕を持って災害に備えていただくことが重要であります。テレビ、ラジオ等の正しい情報

を得ながら行動できるよう、防災訓練や広報誌等を通じまして啓蒙を図っておる、こんな状況でございます。

○議長（日下昭治） 建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 災害対策の3番、ゲリラ豪雨等による排水対策についてお答えいたします。

今般の台風26号の雨量は一般的な道路側溝の排水機能では受け切れない降雨量であり、また、流末となっている排水路の水位も上がっていたため、市内の数か所で道路冠水がありました。

台風やゲリラ豪雨などの排水対策としては、排水路の拡張などの根本的な対策も必要ですが、側溝の清掃や排水管詰まりの解消など、住民の皆様による日常のご協力も大切なことですので、今後もご協力をお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（日下昭治） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 2番目の農業問題についての1番目でございます、T P Pの現在の状況についてご回答申し上げます。

T P Pにおける農産物につきましては、生産者団体などが聖域と位置付ける重要5項目の関税維持に向けて交渉が始まっており、インドネシア・バリ島で10月初旬に開かれましたT P P首脳会合につきましては、平成25年10月21日に内閣官房T P P政府対策本部が協定交渉に関する関係団体に対する説明会を行っております。この説明会資料につきましては、結果概要、首脳声明などについて言及されておりまして、各分野別の詳しい説明は記載されておりません。一方、新聞等の報道では首脳会合において、年内妥結を目指すことで各国首脳が合意したところでございます。しかしながら、政府は年内の妥結に向け交渉が難航しているため、重要5項目につきましても関税分類上の586品目について関税を撤廃できる品目がないか、自民党のT P P対策委員会にその検証作業を委ね、過日、その作業が終了したところとのことでございます。

続きまして、2番目の補助金についてということでございますが、この補助金に関しましては、農業機械整備、それと経営所得安定対策についてお答えをさせていただきたいと思っております。

初めに、農業機械整備等に対する補助事業につきましては、経営体育成事業をはじめとしまして、整備内容により多くのメニューがありますので、農業者の要望に応じて対応してま

いりたいと考えます。補助事業ということで、事業採択に当たっては必要な要件を求められます。人・農地プランへの位置付け、導入する機種に応じた経営面積、雇用の確保、農地集積による規模拡大、6次産業化、女性の参画など、さまざまな要件設定がありますので、農業者の方々には設備、機械の導入を計画する早い段階で相談をいただくように、市広報誌などにより周知を行っているところです。今後も県農業事務所等関係機関と連携して、農業者の生産設備、機械の整備を支援してまいります。

2番目の経営所得安定対策事業でございます。

国は26年度以降の対策は25年度中に検討するとしておりますが、26年度の農林水産関係予算概算要求の中でも経営所得安定対策の見直し及び多面的機能の維持に着目した日本型直接支払いについては、引き続き平成26年度予算編成過程において検討を進めるとして、現時点では、国からはまだ具体的な内容は示されておられません。

なお、新聞報道等によりますが、米の生産調整につきましては5年後をめどに廃止し、毎年の主食用米の生産目標を決めるのをやめ、詳しい需要予測を提示するだけにとどめる。また、米の直接支払い交付金、これは10アール当たり1万5,000円でございますが、これは26年産米から段階的に削減をし、5年後の30年産米は廃止、また、飼料用米は助成単価の基準が面積から、旭市が行っているように出荷数量による交付へ変更、さらに農地や水路などを維持する農家などへの支援を26年度から新たに創設するなどが報じられております。今後は国からの情報収集に努め、市内農業者へ正確な情報提供を行い、その経営に反映できるようにしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、木内議員のご質問にお答えいたします。

財政問題につきまして2点ご質問がございました。

まず、1点目の財政状況についてということでございます。

本市の財政状況につきましては、ご存じのこととは思いますが、決算状況でちょっと申し上げます。

平成24年度が歳入315億9,000万円余り、歳出が290億7,000万円余りということで、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きまして、その実質収支としては18億1,000万円、このうち9億1,000万円余りを財政調整基金へ積み立てたと。23年度も同様に実質収支21億5,000万円余りとなって、このうち11億円を財政調整基金へ積み立てております。これらの結果、財政調

整基金としては、11月の補正予算の段階ですけれども、約47億円余りございます。基金全体としても約100億円という状況で、あと、財政の健全化の判断をする根拠なんですけれども、これは指標として健全化判断比率というのがあります。実質公債比率、それから将来負担比率、この2比率とも年々良好に推移してきていると。そういう状況から見ましても、今のところ健全な運営が図られているのではないのかなという、そういう状況であると思います。

ただ、今後の財政運営ということでご質問がございましたこと、これにつきましては、ご存じのように平成27年度までは合併の特例による交付税の算定替えがなされています。28年度以降は段階的に縮小されまして、平成33年度には本来の算定に戻ります。ただ、この交付税につきましても11月10日付の新聞報道でございましたとおり、合併団体に対して若干の考慮するような措置が行われるような検討がなされています。この議論の推移も見守っていく必要があると思います。ただ、いずれにしましても削減される額というのは非常に大きな額が予定されています。

これらを見据えまして、将来的な財政運営に当たりましては、当然効率的な予算配分、それから、既定予算の見直しも必要になってまいりますし、さらなる行政改革、これはアクションプランに基づいて進めていく必要がある、そのように考えています。

財政問題につきましては、簡単ですけれども以上でございます。

○議長（日下昭治） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、旭中央病院の3点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目ですが、旭中央病院の現在の状況についてですが、現在、病院として優先して取り組んでいる課題が2つございます。

まず、最大の課題は、何といたっても医師の確保であり、病院としましては各種の招聘活動を積極的に行っております。こうした取り組みの成果もございまして、本年4月1日現在の当院の常勤医師数は240名と、ほぼ前年と同水準を確保でき、10月1日現在では242名と微増となっております。また、このたび来年度の初期研修医のマッチングが締め切られまして、当院の募集枠30名に対しまして68名の応募があり、完全に募集枠が埋まるなど、医師確保に明るい兆しも見えてきたところでございます。しかしながら、まだ、特定の科の医師等については不足している状況にあることから、今後とも医師の確保、充足に努めてまいりたいと思います。

2点目は当院への患者の集中を抑制し、病院の機能分担を進めるということです。軽症の患者さんはできるだけ地元の診療所等で診ていただき、重症、緊急の場合は当院に来ていた

だくという病院の機能分担については国でも推進を図っておりまして、限られた医療資源を有効に活用するとともに、当院医師の負担を軽減する面からも進めていく必要があると考えております。

2点目の病院の再整備の今後の予定についてでございますが、再整備事業として計画した事業につきましては、議員の皆様等のご協力もございまして、本年度で全て終了する予定となっております。今後の整備につきましては、病院としては医師の確保がもちろん最重要課題ですが、今後厳しさを増すことが見込まれる看護師の確保、定着も重要な課題であることから、これら医師、看護師確保に資する整備を優先していきたいと考えております。また、解体した旧病棟跡地の整備につきましては、当面は暫定駐車場として活用することを予定しておりますが、患者さんから散歩やリハビリ等に利用できる小公園が欲しい等の要望もございますので、こうした利用者のニーズも踏まえながら、駐車場、公園、緑地帯等の整備を検討していきたいと考えております。

最後に、3点目の院外薬局についてでございますが、院外処方については、患者さんの利便性、経済的な負担面、院外薬局の対応能力、病院としての経営面など、総合的な観点から慎重に判断する必要があると考えており、消費税8%時には院外処方を行わないこととしております。また、それ以降の対応については、さらに慎重に検討して、対応を決定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それでは再質問を行います。

まず、最初の地震、津波対策でございますが、市の職員のほうの配置ということは今伺いました。私が聞きたいのは、もっと具体的に、例えば防潮堤だとか避難道路のほうは進んでおりますが、もっと市民の方々に自分たちの安全は自分たちで守るという意識をもう少し広めたらいいのかなと、こんなふうに感じているわけであります。行政のやれることは何でも行政じゃなく、自分たちでやれることは自分たちでやると、こういうようなことをやる必要があるんじゃないかなと、このように思っているんです。

例えば、ですから前回もお聞きしました。台風などは予想できますが、地震は予想できませんが、仮にあしたでは早過ぎますけれども、12月1日に大地震が起きるんだとした場合にはどうしますか。個人だったら飲料水を確保したりとか食料を確保したり、そういうことをしますね。ですから、そのような対策を市民にも周知させる必要があるのではないかなと、

そんな気持ちで質問したわけですので、そちらのほうのご答弁いかがでしょう。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 木内議員おっしゃるとおりでありまして、よく自助・共助・公助と言われます。木内議員おっしゃるように自助、自分の命は自分で守る、自分のまちは自分で守る、この自助・公助だと思います。日ごろの災害に備えようということで、これは最も啓発の根本だと考えています。こういうようなものをしっかり肝に銘じて啓発に努めたいと思っています。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それがこの2番目の台風対策についても言えると思います。フィリピンではあのように大きな台風が発生して、1万人以上が亡くなりました。それで、今現在、温暖化で海水温が上がっていますので、台風が年々大型化しております。はるか昔ですか、伊勢湾台風が、あの時も895ヘクトパスカルぐらいの台風が直撃したわけで、多大な被害を受けましたが、それよりも、今発生した場合にはもっと大きな台風になる可能性が大なんですね。ですから、よく台風の状況、大型で並の勢力とか、大型で強い台風、非常に強い台風とか、何かいろいろあるんですが、津波の場合もそうですね、津波注意報、警報、何とかいろいろありますが、よく混乱しちゃう場合があると思うんです。ですから、その弱い順に、どれが一番怖いのか、原子力みたいに1とか7でなら分かりいいんですが、その言葉のあれがちよっと分からないんで、それを消防長、分かりますでしょうかね。台風の強さの順というか、その言葉のランク付けですか。津波なんかのと併せて、ちょっと教えてください。

○議長（日下昭治） 木内議員、災害対策の2の台風対策。

○15番（木内欽市） そう、台風対策。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） それでは、台風と津波の関係の警報、これのランクということでお答えします。

まず、台風でございますが、台風の場合は大きさと強さを分けております。大きさは強風域、風速15メートル以上の強い風が吹いている半径で表します。

強さにつきましては最大風速、これでランク分けしてございまして、最大風速33メートル以上、これが強いというふうに表現されます。これが44メートルを超えますと非常に強い、



また、54メートルを超えたものにつきましては猛烈なという表現を使います。

大きさにつきましては、風速15メートル以上の半径で500キロから800キロ未満、これにつきましては大型、あるいは大きい、これが800キロを超えますと超大型、あるいは非常に大きいというような表現をいたします。

ですから、大型で強い、あるいは、超大型で猛烈なというような表現になります。一番強いのは超大型で猛烈な台風ということで、今般フィリピンを襲った台風につきましては、これが当てはまります。

あと、津波の関係、警報、これはランクが3つに分かれてございます。予想される津波の高さ、これで分けてございまして、津波注意報については20センチから1メートルの高さが予想される場合に津波注意報、津波警報ですと1メートルを超えて3メートルまで、これが津波警報です。これが3メートルから5メートル、あるいは10メートル、10メートルを超えるもの、これにつきましては大津波警報という形で表現されます。

ですから、このランク付けをよく周知をして、市民の方が理解できるような方法が非常に重要になってくると思います。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） よく分かりました。これが一般市民の方は、また理解できていないと思います。実は、3.11の大震災の時にも、私どもは警備に当たっていました。その時、余震の時に火災が発生したんです。消防で言っていたんですが、住民がみんなワーッとパニックのように逃げてくるんです。これは津波の注意報を、また津波が来る大津波警報と勘違いしているんですね。ですから、津波の注意報は注意しろというぐらい、警報はその上、大津波警報はもう完全に逃げろという、こういうような段階ですから、注意報だから逃げなくていいということではありませんが、そういったことを周知していただきたいと思います。

先般の台風でも同じようなことがありました。毎回、大型で強い台風というと、もう一般の市民の方は、注意するには問題ないんですが、強い台風、猛烈な台風とあるんで、一番上が猛烈な台風ですね。ですから、猛烈の時には十分注意をしないと駄目ということですね。

今、お話がありました大型といいますと、半径800キロというと、中心になったところは1,600キロ、来る前800キロ、出ていく時800キロで、1,600キロを時速40キロで台風が進んでいた場合には40時間風雨にさらされるわけですよ。ですから、そういったのも周知をさせていただきたいと、このように思います。

この上に今度はスーパー台風というのが新たにできたと、これはアメリカ軍が作った言葉

だそうです、ということかといいますと、1分間の風速が平均67メートルだそうです。そうすると、瞬間風速はフィリピンを襲ったように90メートルぐらいになりますね。そういう台風が来た場合に、もう来ると予測しているところもあるんです、スーパー台風が日本を直撃すると。そうした場合の被害はどのぐらいが予想されると思いますか。概算で結構ですが、大ざっぱで結構ですが、分かりませんか、どうでしょう。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） スーパー台風が来て、その被害を予想しているかというご質問だと思います。

残念ながら個々に被害は予想しておりません。でも、その現場で被害の状況に応じてすぐ動くということが最も大切だと思っていますので、それは臨機応変にやるということは常に心がけておきたいことであります。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 新聞記事があるんですよ。フィリピンの場合には木造家屋の8割か9割が全部壊れてしまったということなんです。ですから、例えば台風がよく来る沖縄なんかでは、建物を低くしてありますよね。ですから、この辺にその台風が来た場合にはものすごい被害が生じるわけです。看板とかみんな吹っ飛んじゃうでありましょうし、ですから、そういう来た場合にはまた啓蒙で結構ですけれども、そういう備えも必要かなと、このように感じておりましたもので質問させていただいたわけであります。

こういう場合には職員の対応というのは、台風の場合にはどのぐらいで、よく地震の場合には、職員が震度5以上だったらみんな市役所へ来るとかありますが、台風の場合には職員はどのような形で詰めるんでしょう。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） これは、まさに全職員が配備すると、こんな態勢になります。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） よろしくをお願いします。

それから、ゲリラ豪雨による排水対策について伺います。

これは、先日、高橋議員の議案質疑の時にお答えをいただきましたが、崖崩れが、これは全部、旧干潟地区なんです、5か所ぐらいありましたが、この原因は何だと思えますか。

雨だけじゃないと思うんですよ。

○議長（日下昭治） 建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 今回、被害が干潟地区のほうにほぼ集中しておりますが、これは降った総降雨量、台風26号は、旭市のほうは約221ミリということで数字が出ておりますが、香取市のほうは351ミリ、100ミリ以上、香取市のほうが多く降っております。そのため、干潟地区は旧香取郡、あちらですので、あちらのほうが雨量が多かったのかというふうに推測しております。

以上です。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） そうですね。私はそのほかにもあると思うんです。というのは、よく道路が川のようになっちゃって、道路がものすごい水量になるんですね。それで、うちのほうも1回やってもらいましたが、道路の水があふれてのり面に行くと、土のうを積んでいただきましたがあの辺と同じです。そうすると、それが削られて大きな崖崩れになっちゃっているんです。倉橋のほうにもちょっと道路の決壊があったんで見に行きましたが、やはりそうになっていますね。道路の水があふれて、その下が水でえぐれて崩れちゃっているんですよ。ですから、旧海上だって、滝山の龍福寺のところが崩れたとか、恐らくみんなそういう感じなんです。雨だけじゃないんですよ。その道路が川のようになって、それがあふれて崩れちゃっているんですから、そういったことも恐らくあろうかと思いますので、ぜひ道路のふだんの管理をよろしくお願いしたいと思います。

それで、その前に、先日の台風の時には本当に建設課の皆さんには大変お世話になりました。やはり、ふだんのあれが大事だと思うんです。側溝が、例えばごみが詰まっている、その水があふれて道路が冠水する。そうすると、手ではとてもあかないんで、その時にやはり来て、担当課の人に来てもらったんですが、私どもは手で全然あかないです。でも、若い職員は力があるから、あけて直しちゃったんですね。かっぱを着て、本当に大変でした。それと、幾世地区でも2か所ほどありました。川の水があふれちゃって、どんどん道路が水かさが上がってくる。住民は、これは、いても立ってもいられなくて、当然皆さんも呼ばれましたが、消防車を呼んだり大変な騒ぎになりましたが、この原因は現場を見ていただいているんですが、幾世地区の場合どういうことだと思いますか。他地区にもあると思いますが。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 先般の台風、それから、その後の大雨の時には、先ほど言いましたように累積雨量、それが200ミリを超えていたということで、雨やみを見て現場のほうを回ったんですけども、主要の排水路、大間手だと大間手川とか新七間川ですか、あちらのほうも上まで水位が上がっておりまして、結局、新川のほう、そちらのほうもだいぶ水位が高くなっておりまして。

主要の幹線の水路のほうが水位が高くなってしまうと、側溝のほうの流れも悪くなりまして、そうしますと、どうしてもふだんあふれないところ、そちらのほうもあふれた現状、そういうのが多く見受けられましたので、その辺が今回の台風では冠水が多かった理由かと思っております。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） これは全部、今、困っているところは県道絡みなんですね、広原の排水にしても。ですから、これは県のほうに、よく皆さん現場を見ているわけですから、その状況を話していただきたいと思います。大雨が降るたびに毎回、呼ばれるんですね。これは大変です。それで、県道の水路なんかも、幾世地区の水路なんかも、あの水路も土砂が堆積しちゃって、本来の深さの半分以下になっているんですよ。ですから、ここも台風だけじゃなくて、ふだんの田植え時期の水も機場まで行かないというんです。ですから、これも併せて県のほうに、市民は県道も市道も関係ありません、苦情があれば建設課へ来るわけですので、そのところをよろしく願いをしたいと思います。

では、次の財政状況について伺いをいたします。

○議長（日下昭治） いいですか、木内議員、そこまで進めちゃって。

○15番（木内欽市） ごめんなさい、時間が今12時まで終わらそうと思っているんで、すみません。

ごめんなさい、TPPについて伺います。

このTPPの問題も今、民主党の時には結構、陳情を出したりやっていたんですよ。ところが自民党になってから全くやっていないんですよ。こういう予定とか、やるべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 民主党の時には要望書を1回出したと思いますけれども、自民党になってから出さないということでもありますけれども、7月に銚子へ林農林水産大臣が来まして、

その時に地域の農業振興に関する要望ということで大臣に直接に要望書を書面で出しまして、林大臣にお受け取りをいただきました。しかしながら、自民党のＴＰＰ対策委員会というように、今現在、586品目ある関税分類上の品目でありますけれども、その中で何品目か関税撤廃をできないかというような状況があるというのは聞いております。我々は、この地域基幹産業は農業でありまして、農業のＴＰＰにかかわる問題、特に米の問題について非常に厳しい状況が続いているわけでありまして、そのことにつきまして、せんだって香取神宮の遷座祭がありまして、香取市長、東庄町長、銚子市長も一緒になりまして、そういったことで要望書を出したいと、旭市から要望書を作りますので賛同して頂けますかということで、要望書を近々上げたいと、そんなような、今状況になっております。いずれにしましても、最初、自民党が約束をしてくれました重要５品目、その関税を死守してもらいたいというような意味で要望したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○１５番（木内欽市） やはり基幹産業、農業でありますから、そしてＪＡのほうも、私はＪＡのほうにもこれは申し上げました。県下第一の生産量を誇っている、ちばみどりでありまして。そうしたところ、やはり中央会のほうのやっぱりそちらと連絡をとってと、こういうことを言っているんで、そんな悠長なことじゃなくて、ちばみどり単独、そして旭市と力を合わせてリーダーをとって市と一緒にということを申し上げてあります。ですから今、市長もおっしゃってくださいました。ぜひこの旭市が千葉県リーダーをとっていただいて、ぜひやるだけのことはやっていただきたいと、このように思っております。いかがですか。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。  
市長。

○市長（明智忠直） まだ農協、ＪＡとのほうは話し合いはしてありませんが、今、議会がうちのほうはありますので、議会が終わり次第、香取市、東庄町の首長さんに、今から出して、要望書として間に合うのかなと、どんなものかなという話もしましたけれども、出すことは十分国のほうもそれは考えてくれるのではないかなと、そんなような、３者とも意見が一致しましたので、近々要望書を作って、早急に出したいと思います。ＪＡのほうとも組合長と相談しながら一緒に出せるものであれば一緒に出す。別々に出すということも考えられますので、その辺も話し合っていきたいと思っております。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○１５番（木内欽市） ぜひよろしくお願いいたします。

それと、やはりＪＡのほうとのそういう交流ももう少し密に図ったらと、このように思います。前回も申し上げましたが、機械の補助金制度にしても、ぜひ産業課の皆さんと定期的なというか、そういう交流を持っていただいてやっていただきたいと、このように思っています。先ほどの防犯カメラ等に対しても警察と連携をとっていただいているということなので、非常にいいことだと思いますので、農業分野においてもぜひその人事交流等々を図ったらと、これは提案ですがいかがでしょうか。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 連携をということでございますが、これは常々言っておりますが関係機関ということで、ＪＡちばみどりさんにつきましては、営農センターごとに農業事務所、それと農水産課、それとＪＡの職員、これを定期的に会合を開いておりますので、またその辺でも調整を図っていきたいと思います。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○１５番（木内欽市） お互いのエリアがあるでしょうから、それを侵してもいけないと思いますが、お互い配慮しつつお願いしたいと思います。

それでは、次に補助金についてですが、やはりこれもＴＰＰはもう半分諦めかけちゃっているような面もあるんですね。そうすると、最後は補助金で、補助金を幾らかもらって決着をつけられちゃうのかな、そんな気もするんですが、その５項目について、そんな話はないんですか。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 現在の情報では、まだそのような補助金という部分はございません。私もほぼ毎日のように内閣府であり、自民党のホームページ等をのぞかせていただいておりますが、やはり表に出てきているものはありません。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○１５番（木内欽市） 先ほど、あと農機具の補助金についてもございました。これは、やはり今まで以上に大きな農家を育成するという目的ですね。それと、あと、減反の補助金も廃止になります。５年後にはなくなります。ということは、この干潟耕地の今やっている農家の数を半分とか３分の１に最終的には減らそうということなんです、極端に言えばね。そうすると、その分のほかの人たちの今度、雇用の方がなくなっちゃうんですが、大規模もいい

ですが、大規模じゃなくて小規模農家も育成していく必要も逆にあると思うんですが、その辺はいかがでしょう。国の方策を見ると全部大規模化へ進んでいますが、これはどのようにお考えですか。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） これは、まず国が来年度から始めようとしております農地中間管理機構というものがございます。この中と、それと今政府のほうで進めております政策の中で、いわゆる木内議員がおっしゃいます零細農家なるものの基準がいまだはっきり見えておりません。これは支庁も含めてでございます、関係機関等の集まりがありましたら、その零細農家という範囲、あるいは零細農家に対しては、国は正直、もう農業をやめなさいというような方向です。ですから、そういうことではなくて、その方たちの生活の糧となるべきものはほかにあるのかどうか、これはその場があった時に、その都度、県あるいは国の人間のほうに問いかけをしております。しかしながら、まだ年内での作業、それと新年度、来年の通常国会ですか、そちらに改正の法案を上げるということでございますが、今現在、その内容につきましては本当に皆目、内容不明でございます。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） やはり大規模農家は、北海道とかあちらのほうならいいでしょうが、やはりこの辺はこの辺の特色がありますので、兼業農家が大半を占めているわけでありますので、旭市独自の考えも打ち出していきたいと、このように思っております。よろしくお願いします。

それでは、次に財政問題について……

○議長（日下昭治） 答弁は。

○15番（木内欽市） 答弁、結構。

○議長（日下昭治） いや、あるでしょう。

木内欽市議員の4回目の質問に対して答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 農業問題でありますので、私も敏感にお答えをさせてもらいたいという思いで今、答弁を、手を挙げさせていただきました。

要望書を作成するに当たりまして、小規模経営、そしてまた零細経営、そういった部分の中で、やはり農業の役目があります。ご承知のとおり、災害に強い部分でやっぱり水田が活

用されます。そういった部分の中で、農業、農村の多面的機能を発揮していくということがこれからの災害に対する問題でもありますし、そういったこともきちっと要望書に、そういった零細経営、そしてまた小規模経営、そのことにも十分配慮してもらいたいというようなことも付け加えて要望を出したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） どうもありがとうございます。本当にいいお答えをいただき感謝しております。実際そうなんです。

（発言する人あり）

○15番（木内欽市） まだ持ち時間17分ありますから。すみませんね。

じゃ、次、行きます。しかし、持ち時間はしゃべらせていただきたいと思います。感謝したいんですよ。そういうことによって、ゲリラ豪雨も防げるんですよ、田んぼとかを維持することによって。ダム機能がありますのでね。そういうことで、よろしくお願いします。

次は、じゃ、財政状況について伺います。

今、基金のほうについては毎度お聞きしております。よく理解いたしました。問題は次の今後の財政運営についてでございます。やはり合併の特例が切れたころからは、大幅に交付税が削減されるということでございますが、ちょっと金額を教えてください。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 金額ということでございますので、25年度の普通交付税の合併算定替えによる増加額、これから勘案いたしますと19億9,300万円、これが普通交付税の減額の幅になります。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それでは、次に行けというので、次に行きます。

しかし、議員は自分の持ち時間があるわけですから、しゃべらせてください。

（発言する人あり）

○15番（木内欽市） 次に、じゃ、病院のことについて伺います。

現在のこの状況はよく分かりました。これで、先ほど大病院からやっぱり少しぐらいの患者さんは診療所にと、こういうご意見でございました。この場合に今、特別に料金を取ることを許されていますよね。中央病院は今どのようなになっているのか、ちょっとお聞きいたし



ます。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 紹介状のない患者さんからの上乘せという形と、あと、病院である程度病状が安定した方で、もう診療所で診ていただいても大丈夫ですよという方を逆紹介ということでした場合、それでもやはり来ていただいている方については、やはり一定の上乗せをいただくというような措置をとっております。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） じゃ、その金額をちょっと教えてください。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 紹介状のないほうが2,150円で、逆紹介を受けたにもかかわらず来ていただく場合は530円という形になります。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） この新聞に大病院初診1万円と大きく出ているんですが、これは紹介状を求めずに来た場合に、1万円を軸に検討して2016年をめどに始めると、こういうことになっていますが、やはり中央病院もこういう方向になるのでしょうか。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 国の大きな方針で、やはり病院の機能の分担を進めていこうということで、新聞報道によりますと、今のところ選定医療費等については病院の自主的な判断で取れるという流れが今現在では強いんですけども、その新聞報道によりますと、それを今度法律あるいは規則で国が強制的に、病院は必ずその紹介状がない場合はその額を取るんだということを全国一律で進めていくことによって、ある程度強制力を持って病院の機能分担を進めていこうということは、かなり国では強く打ち出されているように私どもは思っております。ただ、そこまでいくためには当然法律改正等も必要になってきますので、予定されている国会等に法案を出して、ある程度強制力を伴う形で分担を進めていこうということのように聞いております。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 分かりました。

それでは、次に、再整備の今後の予定について伺いをいたします。

当初は解体後の跡地に医師マンションは作る予定はございませんでした。残りのスペースは公園とか、そのようになってという、今お聞きしましたが、駐車場のスペースは大体どのぐらいとれるんでしょうか。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 当初、本当の最初の基本計画では解体跡地は全て駐車場ということで予定をさせていただいておりましたが、病院の医師宿舎の建築によりまして、現在その変更を余儀なくされております。今現在、暫定駐車場として当面利用させていただきますが、患者さんからの要望のあった公園、あるいは遊歩道的なものの整備の位置、規模等がまだ決まっておりませんので、現時点では駐車場とそういった公園等の整備をするという方針は病院として持っているんですが、何台程度の最終的な駐車場整備かという点については、公園等の整備の中で決めていきたいと思っております。まだ未定の状況でございます。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） きのうち伊藤保議員から質問がありました道路を少し広げていると、こういう質問だったと思いますが、私もそのことをお聞きしたいと思います。

全部解体をして、あのブロック塀も全部撤去を当然するわけでしょうけれども、あそこをセッバックして広い道路にしてというようなお考えはないのでしょうか。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 後ろの道路との関係でございますが、現在、既に医師宿舎の建設が始まっております。市のほうからも道路の今後拡幅等も計画予定があるというふうに聞いておりますので、建ててしまってから物理的に動かすということはできませんので、ある程度余裕を持って、かなり道路からは後ろに下げた形で建設位置を決定しておりますので、もし今後、歩道等が計画された場合には、そのセッバックしている中に作っていただけるように配慮した上で建設計画を進めておりますので、対応できるというふうに考えております。

それと、申し訳ありませんが先ほどの私の答弁の中で2,150円というふうにお答えしましたが、2,100円が正しい数字です。申し訳ありません、訂正させていただきます。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市）　そうですね。今のご答弁のように、建ててしまってからでは、拡張ってなかなか大変だと思います。それで、道の駅の建設も決まっているわけですから、例えば大型車が来る場合にもあの道路はやはり広くしたほうがいいと、私はこのように思っているんですが、市長いかがでしょうか。

○議長（日下昭治）　木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直）　確かに道路は広いほうがいいと、私も毎日あそこを通っている1人の人間として広くしてもらったほうがいいということは重々お願いをしたいなと、そんなように思うわけでありますけれども、病院という自体を考えてみますと、あそこのところが大型や道路がもっと激しい通りになるということが果たしてどうなのかなという部分もありますし、切りもなく、そんなことは到底住宅があるわけでありますので、できませんので、ある程度適正規模、適正な幅で広げるということは今、計画をしていかなければならないと思っておりますので、順次交渉に当たっていきたいと、そのように思います。旭農の部分のほかに北側はもう3件ぐらい、それと東側のほうへ行けばもっといっぱいありますし、住宅がいっぱい建っているところでありますので、なかなか思ったように進むかどうか分かりませんが、交渉には当たっていきたいなと、そんなように思っております。

○議長（日下昭治）　木内欽市議員。

○15番（木内欽市）　続いて、最後の院外薬局についてお尋ねをいたします。

今のところ予定がないということでございますが、医療の総収入に占める医薬品の金額はどのぐらいになりますか。

○議長（日下昭治）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史）　医薬品の割合ですが、約2割程度でございます。

○議長（日下昭治）　木内欽市議員。

○15番（木内欽市）　だって、大体2割というと六十五、六億円、七十億円ぐらいかと思いますが、例えば、それが3%上がってしまいますと、60億円にしても、1億8,000万円でしょう。1億8,000万円収入が減っちゃうわけですね。そこのところはどうお考えですか。

○議長（日下昭治）　木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史）　来年の消費税の増税に伴う病院の経営に関するご質問だと思

いますが、病院、私どもではなくて、来年の消費税の取り扱いがどうなるかというのは非常に大きな関心事になっております。国の方針として、ご承知のように診療報酬自体は非課税ということになっておりますが、仕入れるものについては、私どもも税金を払わなくてははいけません。その払うべき増える分がきちんと補填されないと病院の持ち出しになってしまうということが懸念されているわけなんです。国の方針として8%の増税時に対しては、病院に対しては診療報酬に上乗せさせる形で補填するということが既に国の方針として決まっておりますので、病院の負担増になる分は当然来年度の予算の中で、診療報酬の改定とは別枠で対応していただけるというふうに考えております。ただ、その分が適正に補填していただけないと、結果的には病院が持ち出すということになってしまいますので、病院の経営に大きな影響を及ぼしますので、議員の皆さん方も適正な上乗せがされるよう、ぜひともご支援をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） そうです。別に院外薬局をやれとかやるなとか、こういう話じゃないんですね。誤解されると困りますが、恐れずに言うなら、やはりやるべき時はやると、それにはやはり、いきなりじゃなく、徐々に少しずつでも説明していきませんか、必ずその反対とか出ますので、そういうのを状況をよく、もし分かりましたら、やはり議会のほうにもご報告をいただいて、そういう具合で進めていただきたいと、このように思っております。いかがですか。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 8%の時につきましては行わないということで方針として決定しておりますが、今後につきましては患者さんの皆様、今のアンケート等によりますと、やはり72%くらいの方がやはり診療と一緒に薬ももらえたほうが良いというようなアンケート結果も出ていますので、そういった患者さんの皆さんの声や経営上の問題もありますので、その辺も含めまして総合的に検討してまいりたいと思います。また、決まった時には速やかに議会のほうにもお知らせしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため1時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後 零時 3分

再開 午後 1時10分

○議長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（日下昭治） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（8番 伊藤房代 登壇）

○8番（伊藤房代） 議席番号8番、伊藤房代です。平成25年第4回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回、私は大きく分けて3点の質問をさせていただきます。

まず1点目、児童福祉について。2点目、高齢者福祉について。3点目、期日前投票について質問いたします。

まず1点目、児童福祉について、（1）今回の台風26号の災害を教訓として、日ごろの避難訓練はどのようにしているか質問いたします。

今回の台風26号、27号、28号と連続の接近に対して、大雨に対しての避難がいかに大事になるかということが分かりました。地震、津波に対しては緊張して避難場所はどこかと決めていましたが、大雨に対して、山崩れなどに対してはどうなのかと旭市として決めて、児童に対して訓練をしているのでしょうか、質問いたします。伊豆大島では急に避難場所になったところもあったようです。死者31人、行方不明者は12人となっていて大変悲しいことです。安心して暮らせる旭市を目指したいと思います。

（2）児童の個性を伸ばすための特別訓練の補助はできないか（オリンピック、パラリンピックを目指すため）。

オリンピック、パラリンピックが7年後に決定いたしました。現在の小学生、中学生、高校生がちょうど年齢になります。児童たちの個性を伸ばすためには日常の訓練とともに、特別により先輩についてアドバイスをもらわなければ、自分の持っているものを伸ばすことはできないのではないのでしょうか。例えば、バレーボール、柔道、水泳、マラソン、弓道など、特別訓練のための先輩を呼ぶための費用とか、児童の希望するものへのアドバイスなど、

先生方が見て伸ばせるように積極的に取り組んでいるのでしょうか、質問いたします。

2点目、高齢者福祉について。（１）台風や地震、津波に対しての避難訓練はどうなっているか、質問いたします。

児童に対しての避難訓練は、学校側の責任として取り組んでいけると思います。高齢者の避難訓練は年齢や持病、ひとり暮らし、また、寝たきりなどと個別に違い、また、強制的に行えないと考えます。地域で細かく連絡をとり、誰が誰を避難所に連れて行くかなど、細かく配慮する必要があるのではないのでしょうか。旭市としては各地域のリーダーの方たちに対して、どのように指示をしているのでしょうか、質問いたします。また、避難指示も早目に出さなければ間に合わない場合もあるのではないのでしょうか、質問いたします。

（２）高齢者と園児との交流の場を持てないかどうか、質問いたします。

高齢者と園児との交流の場を持つことができないかということですが、高齢者の方の昔の知恵を思い出してもらって、折り紙や手作りの竹とんぼや、また俳句や短歌や川柳や囲碁、将棋など、児童たちの歌やダンスなどを高齢者と一緒に踊るとかの交流の場を持つことができないか、質問いたします。

3点目、期日前投票について。（１）期日前投票宣誓書（兼請求書）の送付について質問いたします。

前回質問し、投票率の向上についてという質問に対して、総務課長より、市として現在実施する方向で検討しておるところですとの答えをいただきましたが、12月の選挙に間に合わせるのは約束は差し控えたいと思いますとの答えでした。しかし、現在、東京の三鷹市、東庄町、匝瑳市、埼玉の久喜市、群馬の前橋市などはもう実施されております。我が旭市としても12月に実施することはできないか、質問いたします。

以上で質問を終わります。

○議長（日下昭治） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、私のほうから1番の（１）と（２）について回答させていただきます。

最初に、今回の台風26号の災害を教訓としての日ごろの避難訓練はということでございますが、まず最初に、避難訓練についてなんですけれども、全ての学校で年間3回以上実施しておりまして、多くの学校では大体4月、9月、1月というところで実施しております。その内容ですけれども、地震や津波、火災、あるいは不審者対応に関するものがほとんどでござ

ざいます。また、大きな災害や緊急時に備えて、保護者への引き渡し訓練を組み合わせで実施しております。また、想定外の大雨が長く降り続いたということで考えますと、市内の中で土砂崩れ、山崩れ等が想定される中和小学校と萬歳小学校につきましては、学校防災計画に避難計画が決められております。

なお、今現在ですけれども、各学校では台風等風水害における警報が発令された場合は自宅待機という形になっております。また、在校中の場合は学校待機及び保護者への引き渡しを含めて、安全に帰宅させることを実施しております。ちなみに、先日来ました台風26号の際でございますけれども、大雨警報等の警報が発令されることを想定いたしまして、あらかじめ前日に市内全校が休校の措置をとっております。

続きまして、(2) 番の児童の個性を伸ばすためのいわゆる特別訓練、オリンピック、パラリンピックを目指すというために、そういったような特別訓練はということでございますけれども、現在、学校教育の中でオリンピック等を目指すための特別訓練の補助はしておりません。ただ、子どもたちの個性の伸長を図ることは学校教育においてもとても大切なことだと考えております。そこで、現在、中学校の課外活動、これは部活動でございますけれども、中学校の課外活動については、課外活動支援事業によりまして優れた人材を活用して指導に当たっていただいております。今後も学校教育の中で文化、伝統、芸術、スポーツなどさまざまな分野を通して、市内全ての児童生徒の個性、あるいは能力と可能性の伸長を図りまして、大切にしていこうと努めていこうと考えております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、2点目の高齢者福祉について、(1) です、台風や地震、津波に対して避難訓練はどうなっているのかとのお質問にお答えいたします。

市では、総合防災訓練や津波避難訓練の中で住民避難訓練を実施しています。高齢者の避難も区長を中心に関係者の協力で一緒に行っております。さらに、高齢者の安否確認や避難指示、避難支援に活用するため、消防団や民生委員に情報の共有を図っているところであります。各地域において、みんながお互いに助け合うということでもあります。

それと、早目の避難指示というご質問がありました。住民への避難の呼びかけには避難勧告、避難指示のほか、勧告・指示に先立ちまして高齢者等の早目の避難を促すため、避難準備情報を伝達します。この呼びかけには強制権はありませんけれども、避難の情報が出たら、周りの状況に注意しながら、早目の避難を日ごろから心がけていただくようお願いしていま

す。もちろん避難指示が出る状況になりましたら早目にとということで、常に心がけるようにしております。

それと、3点目、期日前投票の宣誓書を入場券の裏に印刷したらどうかというご質問がございました。この件につきましては、入场券の様式の変更、選挙を管理するシステムの修正が必要となるわけでありまして、変更後に不具合等がないことを十分検証した上で実施する必要があります。特にこの12月の選挙、市議会議員選挙は市民にとって非常に関心の高い選挙でありますので、この選挙で入场券の様式を変更することにより、市民に混乱を招くおそれがあると、こう私たちは判断しているんです。その理由の一つとして、市民へは入场券の様式を変更する旨の周知を十分図る必要があるんだと、それから2つ目として、投票事務においては期日前投票所の受付方法の変更を従事者に徹底させ、市民がスムーズに投票できる体制を整えた上で実施する必要があるということになるわけでありまして、12月の選挙につきましては、従来どおりの様式により対応させていただきたいと思いますので、どうかこの辺はご理解をお願いしたいと思います。

なお、ホームページに宣誓書の様式を載せることを予定しております。期日前投票を行う方にご利用いただけたらと思うわけでありまして。

以上です。

○議長（日下昭治） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 社会福祉課からは2点目の（2）の高齢者と園児との交流の場を持ってないかということについて、社会福祉課に関連します事業についてお答えいたします。

社会福祉協議会の各地区社協におきまして、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるように、地域ふれあい交流事業に取り組んでおります。その一環で、地域の子どもたちとスポーツ、例えばグランドゴルフ、スカットボールなどですけれども、スポーツやゲーム大会、またはフォークダンス、歌などにより、世代間の交流を行っております。さらに、市内70歳以上の独居の高齢者の方を対象に、年1回でありますけれども、おたっしや会を開催しまして、その中で保育所園児による遊戯などを披露して交流を図っているところであります。

今後も地元民生委員や社会福祉協議会、老人クラブ連合会と連携を図りながら、地域の方々の高齢者の交流活動がさらに活発化するように支援してまいりたいと思います。

○議長（日下昭治） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、今、（2）の高齢者と園児との交流の場を持ってな



いかどうかについて、子育て支援課のほうから保育所の状況について回答させていただきます。

保育所では夏祭り、運動会、ミニ発表会を中心に、花苗植えや芋掘りなどの行事で高齢者を含めて地域の方々とふれあう交流活動を実施しているところでございます。今後も高齢者の方と児童と一緒に楽しめるよう、充実をさせていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） それでは、1点だけ再質問させていただきます。

大きな3点目の期日前投票について、（1）期日前投票宣誓書（兼請求書）の送付についての質問でございます。

この12月の選挙に間に合わないとなると、次は3年後になってしまうのではないかと思いますけれども、その辺、総務課長いかがでしょうか。

○議長（日下昭治） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 議員おっしゃいますように3年後になるわけですがけれども、その時には実施するということしていきたいと思います。

よろしくお願いします。

先ほど私、3年後と言いましたけれども、次の選挙ということで訂正させていただきたいと思います。次の選挙にはぜひこれはやっていきたい、このように考えておりますということで、よろしくお願いいたします。

○議長（日下昭治） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 次の選挙といっても、当分この間、選挙がないのではないかと思いますけれども、市長、その辺いかがでしょうか。12月に十分間に合うのじゃないかなと私は思うんですけれども。

○議長（日下昭治） 伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 担当の総務課長が間に合わないというような話で、選管のほうとも相談をしているようでありますので、その点についてはご理解をいただきたいと。今、11月で、あと1か月しかありませんので、今回は間に合わないということでありますので、ご理解いただきたいと思います。

次の選挙にはやるというようなことでありますけれども、次の選挙は3年後ではありませんよね。県会議員が2年後にありますので、だから、その2年後には最低でも間に合わせるように。その間に衆議院も解散するかも知れませんが、そういうことで、次の選挙には間に合わせるようにしますので、よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） ぜひ今回12月、できれば、一番やはり皆さん関心の高い時なので、やっていただければと本当に思うんですけども、何しろよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（日下昭治） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

#### ◇ 柴 田 徹 也

○議長（日下昭治） 続いて、柴田徹也議員、ご登壇願います。

（14番 柴田徹也 登壇）

○14番（柴田徹也） 14番、柴田徹也です。お許しをいただきましたので、1項目4点の一般質問を行います。

さて、本日は11月13日であります、今からちょうど37年前の昭和51年11月13日に、我が郷土、旭市の偉人、大原幽学を主人公とした映画、天保水滸伝が公開されました。この映画は旧干潟町の長部地区を中心に撮影が行われましたことから、覚えておられる方も多いと思います。私も久しぶりにこの映画を見てまいりました。主役の大原幽学に平幹二郎、ヒロインのたか役に浅岡ルリ子、そして当時大型新人と言われた大竹しのぶという豪華キャストでした。

さて、この映画では飯岡の助五郎、笹川の繁蔵という2人の博徒、いわゆる地元の顔役が自分の思いどおりに地域を操り、代官の弱みを握り一緒になって地域を荒らしていく、そういった腐った時代背景の中で、大原幽学が地域立て直しに向けて努力していく姿が描かれています。映画ですので多少の脚色はあるかとは思いますが、何かどこかの市と180年前の大原幽学の時代を重ね合わせてしまっていました。きっとビデオを見ていただきたら、そう思われるのは私ばかりではないと思います。県立の東部図書館で、無料で見られます。時間があれば、皆さんもぜひご覧いただきたいと思っております。

ご承知のとおり大原幽学は二宮尊徳と並ぶ幕末の農民指導者、社会教育実践者として、我が旭市の偉人であります。道徳と経済の調和を基本とした性学を説き、独自の手法で改革を

進めていきました。荒廃した農村を救うために世界初の農業協同組合となる先祖株組合を立ち上げるとともに、農業技術の指導、耕地整理、質素倹約の奨励、子どもの教育、躰のために子どもをお互いに交換し合う換子制度の奨励など、多くの実践的な活動を展開いたしました。その尽力のおかげで、村は見事に立ち直りました。しかし、その当時こうした清貧の思想を貫こうとした幽学は、快く思われませんでした。また、農村改革運動の急激な進展のため幕府の嫌疑を受け、江戸で謹慎を言い渡されてしまいました。その間に村は再びもとの状況に戻ってしまい、失望した幽学は失意のうちに自刃してしまいます。

声の大きな、お金を持った、強い者だけが幅をきかせているこのご時勢の中、私は旭市の生んだ偉大な大原幽学をもう一度見直し、市民がその偉業を共有していくべきだと思います。そして、大原幽学の業績を教え、誇りに思っていくように、子どもたちに知らせていくべきだと思います。

そこで伺います。大原幽学について、小学校や中学校でどのように教えているのか。また、今後どのようにしていこうとしているのか。

次に、大原幽学は世界初の農業協同組合を作った人として知られています。7年後、東京オリンピックが開催され、日本国内のみならず、世界中から成田空港を経由してたくさんのお客様が来られます。また、旭市では道の駅も近いうちに開業される予定です。そのような時、世界初の農業協同組合を作った大原幽学は、観光面で大きな起爆剤となるのではないかと思います。

そこで伺います。大原幽学の偉業を国内外にもっとPRし、道の駅や観光面にも活用すべきだと思いますがいかがでしょうか。

次です。TPP問題等で農業のあり方に関心が高まっております。単に生産、販売するだけにとどまらず、いろいろな工夫が求められております。そんな中、この旭市では大原幽学の史跡になっている田んぼも含めて、環境のよい圃場がたくさんそろっています。そこからさまざまな作物が大量に生産されております。海からは新鮮な魚介類も、たくさんとれます。海水浴を楽しめる海もあります。農業体験、生き物体験、田舎体験、海水浴、地引き網体験等々、やり方次第ではかなりの可能性を秘めた地域だと思っております。現在、大原幽学遺跡史跡公園周辺にて、田植え、稲刈り体験など企画、実行されているようですが、開業される道の駅と絡めて、さらに発展できるように大原幽学公園周辺の整備をしていかなければならないと思います。また、古文書等の文化財の収蔵庫も不足していると聞いています。大原幽学記念館周辺を今後どのように整備していくのか、伺います。

大原幽学関連の最後の質問となります。

大原幽学は地域を改善するために声高の人にとらわれず、そして上から目線ではなく村民の声をよく聞き、そして話し合いながら、自分たちでこの地域をどうしていったらよいのかと考えるように誘導していったと聞いています。市長も、そうあるべきだと思います。市長は市民から選ばれた首長であり、一部の人々の言うことだけをうのみにするようなことがあってはならないと思います。大原幽学のように、あらゆる迫害、困難にくじけず、毅然と市政を展開していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。市長は幽学の教を市長の市政運営にどのように生かしていくのか、お答えください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 柴田議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから、最後に、幽学の教を市長は市政運営にどのように生かしていくのかということでお答えをさせていただきます。

まず、柴田議員から力強い激励の言葉だと受け止めさせていただきたいと思っております。その上で、かつて大原幽学先生は指導に当たって、まず仲間を大切にする和の心、相手と交流することによって信頼関係を作り、その上で本格的な指導を行っていたとのことであります。いわゆる性学の教であります。和と孝の両輪の中で教を広げていった、そんなように聞いております。そのことは私もいつも信念として思っております、相手の立場に立って物事を考えること、そして人と人との心のつながり、また、お世話になった人や義理ある人への思いを大切に考えているところでありまして、私の政治信条であります、ふれあい・まごころ・おもいやりのある市政の実現、そのようなことにも通じるものがあるのかなと、そんなふうに自分自身思っているところであります。そのようなことを十分参考にしながら、大原幽学先生の教を十分参考にしながら、これからも市民協働でのまちづくりをモットーに話し合いや交流の場、積極的に参加しながら信頼関係の構築に努めて、市政を推進していきたいと思っているところであります。

市内で唯一、国から重要文化財と指定されている大原幽学先生の功績を大切にし、教育や観光振興に生かしたいと考えております。

以上です。

○議長（日下昭治） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、私のほうから1番の（1）郷土の偉人、大原幽学について小中学校ではどのように教えているのか、また、今後どのようにしていこうとしているのか、この点について回答させていただきます。

現在、市のほうでございますけれども、大原幽学などの偉人についての学習につきましては、現在、市内の全ての小学校4年生、社会科の授業の中で行っております。その際に、「わたしたちの旭市」という副読本を使用いたしまして、年間で6時間の学習を行っております。これは旭市教育委員会より委嘱した市内の小中学校教員20名なんですけれども、それと、あと役員が入りまして23名で編集して、発行しているものでございます。なお、ほとんどの小学校なんですけれども、幽学記念館を校外学習先に取り入れております。

今後についてでございますけれども、先ほど申し上げましたように、小学校については社会科、年間6時間という形で実施しているわけでございますけれども、小学校につきましては学習内容とのバランスを考えて指導計画を立てておりますので、小学校については授業時数を増やすということは難しいところでございます。

ただ、中学校のほうなんですけれども、中学校につきましては、特に大原幽学については現在取り上げてはおりません。ただ、子どもたちが地域に愛着を持てるように、今後とも授業を工夫していこうと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、（2）の大原幽学先生の偉業を国内外にもっとPRする、道の駅や観光面にも活用すべきだということについてお答え申し上げます。

現在、道の駅につきましては、建設準備委員会におきまして、施設の詳細について検討を行っているところであります。道の駅には道路利用者や地域住民のための交流や情報発信機能を整備することになりますので、その機能を活用し、大原幽学先生をはじめとする郷土の偉人の紹介、また、観光スポットや市内で開催されるイベント等のさまざまな情報を発信し、道の駅を訪れる方々に旭市の魅力をPRしていきたいと考えてはおります。

以上です。

○議長（日下昭治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間隆） それでは生涯学習課から、1番の郷土の偉人、大原幽学につい

での質問2点について、所管課であります生涯学習課での取り組み及び商工観光課、農水産課等が幽学遺跡史跡公園のPRや施設を活用していただいておりますので、併せてお答えさせていただきますので、ご了承ください。

ご質問にありましたように、大原幽学の業績は高く評価すべきものが多く、代表的な引用の一つに、長部村を拠点に後の農業協同組合の原形となる先祖株組合を結成し、農村指導者として村の復興を実践した人物ですので、農業関連団体並びに生活協同組合等の機関紙に掲載しPRに努めてきたところです。また、8月に日本自動車連盟JAFとの間で、JAF会員優待に関する協定書を締結し、大原幽学記念館の入館料の割引サービスを開始しております。このJAFの会員数は全国に1,735万人おり、月間発行部数1,100万部を誇る会員向け機関誌「JAF Mate」に掲載されることで、幽学記念館に足を運んでいただくことにより、大原幽学の偉業が広く周知されると期待しております。

農水産課におきましては、既にご承知のとおり、公園内の旧林家を活用し、かまど炊き体験や宿泊体験、幽学が耕地整理を手がけ、日本で唯一、文化財登録されている水田を活用しての稲作体験等も実施しております。

商工観光課では、現在、商工労働部で実施中の、ぐるっと房総お得キャンペーン、県観光協会によるスタンプラリーに参加し、周知に努めております。また、現在誘致中の、はとバスツアーの一つに幽学記念館も組み込ませていただく交渉も行っております。

今後もPR手段を模索しながら、広く大原幽学の偉業を発信し、多くの方々にお越しいただけるよう努めていきたいと考えております。

続きまして、(3)についてですけれども、大原幽学記念館周辺の整備についてですが、現在、災害復旧事業として旧宅南側斜面の復旧工事を行っているところです。今後、園内の整備については、公園全体の敷地面積約6万平方メートルのうち、およそ2万平方メートルが国指定史跡となっているため、整備を行っていくに当たり、国、文化庁から、市において史跡保存計画書を作成し、その計画に基づき整備を行うようにとの指導がありますことから、遺跡史跡公園としてほかの公園とは異なる数々の遺跡と豊かな自然、椿と桜を満喫できるやすらぎの里となるよう検討委員会を立ち上げ、指定地域全体の施設整備のあり方について検討してまいりたいと考えております。

収蔵庫については、旧市町で所蔵している発掘した土器等の埋蔵文化財をはじめ、民具等も1か所に集めた施設の必要性を十分感じておりますが、所蔵品の地域性や建設場所、規模等、多くの課題がありますので、史跡保存計画書を作成する中で、調査、検討してまいりた

いと考えております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員。

○14番（柴田徹也） ありがとうございます。

市内の全児童、今4年生ですか、4年生がほとんど現地を見学しながらこの勉強をされているということですね。6時間というのはいろんなものを含めて6時間、大原幽学だけじゃないですよ。いろんなものですよ。

（発言する人あり）

○14番（柴田徹也） はい、分かりました。

やっぱりすばらしいと思います。旧干潟以外の子どもたちがきつと長部の公園を見に行く機会というのは、こういったことがないともないのかもしれませんが。ほとんどこれがなかったら、一生見ないで終わっちゃうかもしれないということを考えると、非常に意義があるなと思います。

NHKの番組に、ようこそ先輩という番組がありますね。小学校や中学校のそこを出身した有名な人、スポーツ選手であったり、いろんな学者であったり、いろんな方、有名な方がその母校に戻って授業をするという番組ですけども、やっぱり自分たちのふるさとにそういった人がいるというだけで、やっぱり子どもたちは自信を持つだろうし、そういった業績を知れば、余計この地域に愛着が湧くんじゃないかと思いますので、どうぞその辺、引き続きまたよろしくお願ひしたいと思います。

1点お尋ねしたいのは、大原幽学の業績というか、やったこと、これは意外と子どもに難しいのかなと。逆を言えば、世の中の指導者クラスの方がこれを見ると、なかなか先進性があったなと、こう理解するのかなと私は思うんですね。ですから、小学校4年生で一旦下地を作っておいて、中学校になってからもうちょっとその辺に触れ直すということはできるのかどうか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 最初に、先ほどの6時間というお話ですけども、これは大原幽学の学習で6時間使っております。ということで、いわゆる年間計画で、郷土に伝わる願ひということで、これは17時間扱いでとっております、干潟八万石の歴史を5時間、大利根用水について3時間、そして、郷土の発展に尽くした人ということで、大原幽学について

6時間ということで、いわゆる実際にそこへ行くことも含めて、その準備の段階とか調べる内容とか、あるいは戻ってきて、さまざまなことをまとめるとか、そういった時間を全部含めて、一応6時間扱いということで学習をしているところでございます。

それから、あと、この内容は先ほど申し上げましたように、いわゆる小学校の学習指導要領の中に、これは国のほうで出ているんですけども、地域の発展に尽くした先人の働きについて理解できるようにし、地域社会に対する誇りと愛情を育てるようにするというような大きな目標がございまして、これに基づきまして小学校については年間指導計画を作りまして、それに合わせてそういう副読本を作って授業を進めているということでございます。

ただ、中学校につきましては、結局社会科でいいますと、これは社会科のほうはいわゆる歴史の勉強になりますので、年間計画がしっかり作られておりますので、なかなかその中に大原幽学先生、大原幽学先人のそういう偉大な方について取り入れていくということは非常に難しいのかなという気はいたします。ただ、教科は、社会科とは別に中学校でも総合的な学習というものがございまして、その中でいろいろと自分たちの地域のことを勉強したりとか、そういったことを取り組む時間がございまして、その中に入れることはできるのかなと思います。ただ、現状ではそういうふうに中学校でやっているところはないんですが、今後、せっかくそういったすばらしい方もおられますので、そういったことも一つのテーマとして、ましてや市内の小学校で全員が勉強しているわけでございますので、確かに議員がおっしゃいましたように、小学校の段階では実際に現地へ行っているいろんなことを勉強するわけですけども、それがまだまだ理解できないところもありますので、それをさらに発展させるということで、それをうまく中学校に引き継ぐことはうまくやればできるのかなと思います。いずれにいたしましても、中学校でその辺は検討してもらえればいいのかと思います。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員。

○14番（柴田徹也） 6時間も時間をかけていただいて、本当にありがとうございます。

今、お話の中で出てきた「わたしたちの旭市」という副読本、これのことですね。私もちょっとお借りして、見せていただきました。その中の一番最後のほうに、大原幽学が3ページ載っております。本当に分かりやすく編集されておまして、難しい大原幽学の内容なんですけれども、非常に分かりやすく書かれているなと感心をしていたところでございます。その中ですばらしいと思ったのは、大原幽学だけじゃなくて、この郷土の例えばサツマイモ



の苗作りを広めた穴澤松五郎さん、落花生を広めた金谷総蔵さんもありますよと、そういったものにも触れています。話がちょっとずれるんですけども、この副読本、旭市の地理から始まって、水はどのように作られるとか、下水はどうなっている、産業はどうなっている、ありとあらゆるものがよく網羅されて、非常によくできていると思っていました。私は一番最後の編集のところを見たんですけども、編集顧問に茅田哲雄旭市教育委員会教育長、そして、ちょっとその脇を見たら副委員長に菅谷充雅、今、学校教育課長が載っておりまして、いや、びっくりしました。さすがよくできていると感心した次第でございます。

これだけのものを作られるというのは、本当、大変だったと思うんですね。ですから、その辺の苦労話、どういった点を留意してこういった冊子を編集されたのか、ちょっとその辺触れていただければと思います。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） いろいろとお褒めのお言葉をいただきまして、どうもありがとうございます。

この社会科副読本でございますが、最初は実は昭和57年に最初に発刊しまして、今使っているものが平成23年4月1日で第8訂版になっております。こちらにつきましては、実は5年後の28年にまた新しいものを作るということで、これはいろんなデータとか資料とか、それを集める関係がありますので、実は28年版については今年からもう動いております。ということで、3年以上前からいろいろと準備をして進めているということでありまして、苦労といえますと、今申し上げましたように、さまざまな市内の風景、写真を集めたりとか、新しい最新の数値、データを取りそろえたりとか、あともう一つ、実はこの副読本を作るだけではなくて、各学校には指導の手引というのがございまして、つまりこれをどうやって使っていくか、使い方、こういったものも全部作っておりますし、また、これに合わせまして準拠テスト、これに合わせたテストも作っておりますので、教科書作りだけではなくて、いろんなさまざまな指導書とかテスト作りとか、そういったものでかなり時間を割いておりますので、大体年間、今年はそれほど多くないんですけども、前年になりますと大体年間で十数回、いわゆる編集委員会を開きますし、それ以外でもやっぱり時間をかけてやっているということでございまして、市のほうからいろいろと全面協力いただきまして、学校の先生方をお願いして作っているということでございます。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員。

○14番（柴田徹也） ありがとうございます。

普通、教科書で勉強しますと全国一律のものが載っています。そういった学習する時に全部この旭市の風景が載っている、工場も全部旭市の工場だし、お店もそうだし、こういう身近、あらあら、ここ知っているよという、非常にいい作りになっていて、びっくりしました。もしよかったら、この余りがあれば、ぜひ議員に1冊ずつこれを見せていただければと思っています。どうぞ引き続き子どもたちの教育のためにご活躍をいただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、続いて2番目のほうに移りたいと思います。

このPRでございますけれども、今、道の駅が開業される、それから、もちろんオリンピックもあるということでございます。そうしますと、いろんな形で、もちろん外人の方も来られると思うんですね。日本人の団体にまじって外人が来ると、やっぱり英語のパンフレット等、これは必要になってくるんじゃないかと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間隆） 今、ご質問ですけれども、英語のパンフレットということですが、2階の展示室がございまして、2階の展示室に結構書物が多いということで、その説明も英語でどう翻訳するかというところがかなり難しいところがありますけれども、取りあえず、最初にパンフレット等の作成には検討していきたいと思っております。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員。

○14番（柴田徹也） どうぞよろしくお願いします。

今回、これを質問させていただくと、この私の質問に対していろんな課がまたがっております、生涯学習課、商工観光課、農水産課もそうだし、企画政策課もかかるんでしょうか。何だか野球の守備を思い出しまして、フライが上がって、センターがとるのか、レフトがとるのか、ショートがとるか、そんな感覚で、これからいろんなことが起こってくると思うんですね。いろんな要望が来ると思います。例えば工場見学、例えば屠場の見学をしたいとか、稲刈り体験と海の体験をしたいとか、いろんな要望があると思うんですね。松戸に、昔、すぐやる課というのができました。マツモトキヨシの創業者がやられたと聞いておりますけれども、何かそういう、新しい課を作れというんじゃないですけれども、とにかくそこにぼんち行ったらどんな要望でも課を乗り越えて応えていく、これはすみません、うちじゃ

ありません、あっちですというんじゃないくて、ばんと受けて何でも課を超えてやれるような、そんな体制を私は作るべきじゃないかなと思うんですね。

兵庫県に朝来市という市がありまして、今有名でございます。そこに竹田城址、何にもない石垣の城跡なんですけれども、そこが異常に人気になっていまして、その朝来市では竹田城課というのを作ったそうでございます。新しい課を作れというわけじゃございませんけれども、そういった受け入れ体制というものは作らないと、きっとお客さんは逃げてしまうと思うんですね。これは意気込みの問題です。市長、こういったのはどんな感じで捉えていますでしょうか。これは非常に、今4つの課ですよ。これはきっとお客さんから問い合わせが来た時には、必ずこのぶれがあると思うんですね。ひとつこれは、何かトップから考えなくちゃいけないと思うんですね。市長、よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 松戸市に、すぐやる課、今ほかにもご紹介ありましたけれども、ワンストップといいましょうか、行ったら全ての要望がその場所で応えられるというようなことは本当に必要なことだと、そんなように理解しておりますけれども、今、所管で、総務課で一生懸命いろんな対応をしているところでありまして、そういったワンストップでできる部署ができるのかどうか、そういった方向で向かって頑張りたいいただきたいというようなことを指示しているところでありますので、これから十分対応していきたいなど、そんなように思っております。よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員。

○14番（柴田徹也） どうぞよろしくお願いします。

近くの見ると、房総市の富浦の道の駅、枇杷倶楽部といいますね。ここをすごいと思うのは、例えば、じゃ、ビワ狩りを頼みたいよという、はいはいと言ってちゃんと手配するんですね。もちろんビワを作っている農家はいっぱいあるわけでございます。それをいいところをちゃんと割り振るんですね。それを全部そこがやるんです。そして、じゃ、すみません、その後に何か飯食べるところありますか、おいしいこんなものが食べたいと言うと、それもぱっとそこで手配するんです。1か所で全部やってくれるんです。こういう体制って、私はすごく大事だと思うんですね。新しい課を作れというんじゃないくて、これから道の駅ができるわけでございますから、きっといろんな要望がかかってくると思います。それも含めて、今農業体験をやっているのは農水産課がやっています。農業体験はそうなんですけれど

も、じゃ、こういうものかというと、これはうちじゃないとなると、非常にこれはお客さんが逃げちゃう。ですから、農水産課が受けたら受けたでいいんですよ。それで始まったら、それがとことん最後までやる。じゃ、食事する場所はいい場所はどこかということも全部手配する、そういった体制をぜひ今後作っていったらいいと思うんですが、じゃ、もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 今、枇杷倶楽部での先進地のすばらしい市長さんも1度来ていただいてお話を聞いたんですが、そのような先進地のよいところを、ぜひこれから私ども、これから運営委員会を作ったりしますので、参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（日下昭治） 一般質問は途中ですが、2時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時 0分

再開 午後 2時15分

○議長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き柴田徹也議員の一般質問を行います。

柴田徹也議員。

○14番（柴田徹也） 3番目に入ります。

この文化財の保護というのは、大変お金がかかります。障子1枚張りかえるのに、我々一般の家庭ですとすぐにぱっと張っちゃうんですけれども、その中のものを1枚ずつ剥がして、その中に貴重な文書があつたりするんだそうで、ですから、一般の家庭と比べたら何倍というか、何十倍もかかるわけございまして、できればこんな文化財、さわりたくないなと我々は議員の立場からだと思うんですけれども、やっぱり文化財というのは守っていかなければならないということで、お金がかかるのは分かっているながら、ですから、国や県がちゃんと金を用意するのだと思います。

ぜひこれは、守るものは守っていかななくてはならないと思うんですが、今までは、例えば今、災害の復旧工事をやっている、壊れたから直す、あそこの雨漏りがしたから直す、

何かあってから事が起きているわけでございます。それは当然のこととは思いうndすけれども、どうぞ、でも場当たりのでなくて、ここはこうあったほうがいいなという理想系に近づけるといいますか、先ほどのお話にもありましたけれども、史跡保存計画書ですか、こんなふうに持っていきたいという理想系に向けての努力について、もう一度ご答弁をいただければと思います。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間隆） それでは、史跡保存計画書についてのご回答のほうをいたします。

今、場当たりのということになりましたけれども、この文化財、守っていくのに現状を維持して後世に伝えていくということなので、新しく建てるとか、そういうことにはちょっとこの保存計画書には当たらず、なお今の現状を保つ、その修繕、そういう今後予想される修繕を計画的にしていけるというような指導ですので、新たに作るということとはできないんですけれども、現状の維持をしていくと、その計画書を作れということでございます。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員。

○14番（柴田徹也） 分かりました。

現場で、古文書の置き場所がないというような声を聞いたものですから、その辺は難しいのは分かっていますけれども、そういった綿密な計画があればある程度認められるのかなと思って今質問したわけですが、なかなか難しいそうでございます。

ただ、広い公園の敷地でございまして、手を加えられる場所もあると思います。ありますよね。その辺、じゃ、ちょっとご答弁を。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間隆） 先ほど公園全体の敷地面積6万平方メートルと、そのうち国指定の史跡が約2万、この国指定の史跡については一切手を加えられないということですので、あと残りのほうには建物、そういうものも可能だということになります。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員。

○14番（柴田徹也） 分かりました。

今、道の駅が建設されております。せっかくお金をかけて造るわけですから、ぜひそれもある効に使用していただきたいと思います。有効に使うために、道の駅だけで考えないで、この

大原幽学のところには遺跡の田んぼがあるわけですね。そこで今、体験をしているわけです。何か物語があるじゃないですか。普通の、この干潟八万石には1町歩の広さの田んぼがあるわけです。そこでコンバインで作業するのも、また1つ。こんな近代的な圃場で作るんだなというのも1つだし、昔、きっとあれを造ったのは165年ぐらい前に造った田んぼだと思うんですけども、その区画が残っているので、そこで手植えで昔ながらの田植えをする。こういう体験も、また都会の子どもたちには非常に新鮮な体験になるんじゃないかと思います。そういった意味で、ぜひこれをリンクさせるために、道の駅だけでなく、この大原幽学の田んぼ、いろんなものをミックスすることによって、さらに旭市の魅力が高まるんじゃないかなと思います。市長、いかがでございましょうか。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 道の駅等の史跡遺跡公園、あるいはまた、ほかの旭市の名所といいたうか、そういった部分でのリンクをしたらというような意見でありますけれども、当然、道の駅の、今、検討委員会、準備委員会、その中で、これからそういったこともやっていかなければならないことだと私は思っていますし、委員もそういったような方向で検討を加えてくれるのかな。

柴田議員が言われますように、郷土の偉人の大原幽学、やはり、あまり対外的にはまだ知られていないような、専門家には知られていると思いますけれども、一般の国民、旭市が合併しても、干潟地区以外の方はそんなにも詳しくは大原幽学先生のことは知っていないというようなことの中で、いつも館長とも話し合っておりますし、もっともつこの大原幽学先生をPRしていかなければというような思いは私も持っておりますし、どんどんそういったできる範囲のことはPRしていきたいと、そんなように今考えているところであります、誕生150周年が一昨年ぐらいであったんでしょうか。ちょうど震災があつてできなかったということで、来年早々150周年の記念事業をやるということでありますので、そういった部分でも大勢の皆さんに来ていただける、そんなようなPRをしていきたい、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員。

○14番（柴田徹也） ありがとうございます。

今の市長は真面目でございまして、大原幽学を売ろうとしているわけですね。非常に大原幽学はかたいものですから、これ自体を売ろうとしないで、ぜひ農業体験から絡めていって、

実はこの田んぼは昔180年近く前に大原幽学という偉人が整理した田んぼだよと、そういう感じで売っていけばいいのかなと。スタンスは、あまりかたく考えないで、ぜひ市の発展のために広げていっていただきたいなと思います。

それでは、4番目の質問に移りましょう。

今、市長から信頼を大切に和の心を踏まえてというお話でございました。ただ、この世の中、声の大きな人に合わせてしまうというのは、そういう傾向はあるわけでございます。そういったことは承知しております。例えば、観光バスで旅行に行ったらとしましょう。そうすると、男性陣で特にお酒の好きな方は、朝から一杯始まるわけです。これはうまいな。2杯、3杯、中のエンジンがかかってまいりまして、あったかくなります。4杯、5杯、6杯となりますと、もうエンジン最高潮。バスの中が暑いぞと始まるわけですね。暑いぞ、皆さん経験があると思います。暑いよ、もう少し涼しくしてくれよ。飲まない人にとっては、全く暑くないんです。平常なんです。ところがそういった声高の声で叫ばれると、その人に合わせて車内の温度は変えなくちゃいけないわけです。これは世の中の常でございます。それが続きますと、バスの帰りのころには何人かの上機嫌の人と、あとは大勢の風邪引きが残っちゃう、こんな悲劇があるかもしれません。どうぞ、その辺をぜひご留意をいただきたいと思います。

市長は7月の選挙で、圧倒的な大差で再選を果たされたわけでございます。7万市民の全てに気を使わなくちゃいけないわけでございますが、ただし、あまり特殊な意見にこだわると大勢の人が不利益をこうむるわけでございます。市の均衡ある発展と一人でも多くの方の幸せのためにご尽力をいただきたいと思いますが、決意のほどをお聞かせください。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 柴田議員のおっしゃっていることは十分分かっているつもりでありまして、70年の人生の中でそういった積み重ねの中で私自身も生きてきた、そんなような思い、いろんな人との付き合い、そういったものは私も一番多くつき合ってきたのかなと自分自身も思っておりますし、自分で一番今大事にしていることは、やはり消防を三十数年やったということの中で、消防精神、これが一番私の基本にあるところであります。献身奉仕と郷土愛護、この言葉を自分自身の人生のよりどころとしてこれからも生きていきたいと、そんなように思っておりますので、ご高配をいただきましたことを十分肝に銘じながら頑張っていきたいと、そんなように思います。よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員。

○14番（柴田徹也） 先日、プロ野球で楽天イーグルスが日本一になりました。チーム創設9年目の快挙でございました。これはもちろん三木谷オーナーの財政面等の、これも強力なバックアップがあつてなし遂げられたものと思いますけれども、やっぱり監督の指導や方針のもとで選手が持てる力をみんな出し切って、その総力で勝ったんじゃないかと思います。

目を市に移せば、この市には優秀な副市長をはじめ、今日おいでの課長の皆さんがこれだけ控えていらっしゃいます。そのもとには大勢の優秀な職員の方がいらっしゃるわけでございます。市長、あなたはこの監督でございまして、どうぞこの優秀な人をどう使うかということに、ぜひお力を注いでいただきたいと思います。これだけ優秀な人の力を発揮させられれば、私はすばらしい、ますますすばらしい市になると思います。市長、よろしくお聞かせください。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員の再々質問に答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 十分配慮していきたいと思います。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員。

○14番（柴田徹也） ありがとうございます。

いろいろご無礼な発言もあつたかもしれませんが、これはやっぱり市が発展していかなくちゃならない、市民の皆さんが一人でも多く幸せ感を味わってほしい、そういう願いから発言をさせていただいたわけでございます。どうぞご容赦ください。

市長もどうぞ、あと3年半の任期がございまして。健康には十分ご留意をいただきまして、そして市の幹部職員、市の職員の皆さんの力を借りながら、すばらしい市政を展開していただくことを心から念じまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

---

○議長（日下昭治） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は11月22日、定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。



散会 午後 2時29分